情報公開制度及び

個人情報保護制度の運用状況

令和3年度(2021年度)

豊中市

Ι.	. 行政文書開示制度の運用状況	
	(1)行政文書開示制度の運用の経過	1
	(2)部局別開示請求件数	2
	(3)不開示理由の内訳	4
	(4) 開示請求者の内訳	5
	(5) 開示の実施方法	6
Π.	. 個人情報保護制度の運用状況	
	(1)個人情報保護制度の運用の経過	7
	(2)不開示理由の内訳(自己情報の開示請求)	
	(3)部局別開示等請求件数	9
	(4) 開示の実施方法(自己情報の開示請求) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	(5)個人情報ファイルの設置届出等の状況	10
ш.	. 審査請求の処理状況	
	(1)処理の経過	11
	(2)審査会の答申	13
IV.	. 情報提供の運用状況	
	(1)情報提供の運用の経過	35
	(2)保有資料の複写状況	
	(3)有料頒布資料一覧	37
	(4)配架されている主な資料	38
V .	. 会議公開制度の運用状況	39
VI.	. 運営委員会と審査会	
	(1)豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について ―――――	45
	(2)運営委員会の開催状況	46
	(3)豊中市情報公開・個人情報保護審査会について ―――――	53
	(4)審査会の開催状況	54
VII.	. 資料	
	(1) 豊中市情報公開条例	
	(2) 豊中市個人情報保護条例	71
	(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	85

(4)	豊中市情報公開·個人情報保護審査会条例 ————————————————————————————————————	86
(5)	審議会等の会議の公開の実施に関する要領	89

# (注1) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例(以下「旧条例」という。)を全部改正し、豊中市情報公開条例(以下「新条例」という。)と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

### (注2) 「審査請求」と「不服申立て」について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、平成28年4月1日から、「異議申立て」の手続が廃止され、「不服申立て」の手続が「審査請求」の手続に一本化されたことから、平成28年度分の冊子より「不服申立て」の表記を「審査請求」に改めました。

### (注3) 冊子中の「合計」欄について

制度創設時から令和3年度までの件数等の累計を表しています。

# I. 行政文書開示制度の運用状況

# (1) 行政文書開示制度の運用の経過

	区 分	令和2年度	令和3年度	合 計
	請求件数	411 件( 249)	451 件(273)	19,090 件(4,022)
処	全部開示	154 件(102)	156 件( 76)	7,321 件(1,358)
2	部分開示	154 件( 86)	169 件(128)	7,641 件(2,139)
理	不開示	21 件( 9)	29 件( 27)	444 件( 94)
北	不開示 (文書不存在)	51 件( 34)	66 件( 25)	705 件( 179)
1/\	存否応答拒否	7 件( 1)	2 件( 1)	25 件( 8)
況	取下げ	22 件( 16)	29 件( 16)	2,930 件( 243)
104	却下	2 件( 1)	0 件( 0)	24 件( 1)
	特例延長	38 件( 32)	42 件( 32)	
	開示率	93. 6 % (95. 4%)	91.8 % (88.3%)	97. 1 % (97. 4%)
	審査請求件数	2 件	2 件	122 件

- \* 1 ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
  - 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13 年10月1日)後の数を示す。
  - 3 審査請求の件数は、平成27年度以前の行政不服審査法に基づく「不服申立て」の 件数を含んだ数を示す。
- ※ 金入り設計書は、令和2年度から「豊中市工事等金入り設計書の情報提供に関する要綱」に 基づく情報提供に切り替えたため、上記の開示請求件数等には含まれていません。
- ※ 開示率= (全部開示件数+部分開示件数) ÷ (全部開示件数+部分開示件数+<u>不開示件数</u>) ただし、不開示件数には、不開示(文書不存在)及び存否応答拒否は含めていません。

	実	施	機	関	名	部		局		名	担			当			課	請	求	件 娄	女 .	小	計
1	市				長			_			危	機		管	廷		課	1	(	1	)		
											人	権		政	角		課	1	(	0	)		
						総		務		部	行	政		総	彩		課	2	(	0	)		
												<u>務・コ</u>				ンフ		1	(	1	)		
											デ	ジ	タ	ル	戦	略	課	3	(	3	)		
											人的			事			課	12	(	6	)		
						都	市	経	営	部	職経	営		員	ਜ਼	11	課	3	(	0	)		
						伯印	111	胜	凸	可り	創	<u></u> 造		<u>計</u> 改	直		課課	1	(	0	)		
											広	報		戦	 斯		課	22	(	19	)		
						都	市	活	力	部	魅		文	化	創	<u>.</u> 造	課	1	(	1	)		
											ス		_	ツ	振	興	課	2	(	2	)		
											空			港			課	1	(	0	)		
											産	業		振	J.	Į	課	4	(	4	)		
						環		境		部	環	境		政	角	र्चे	課	10	(	10	)		
											公	園み	. չ	ご り	推	進	課	8	(	6	)		
											減	量		計	亘		課	1	(	0	)		
											美	化		推	<u>i</u>		課	21	(	21	)		
						pl.		マルテ		414	事	業	ご	み	指	導	課	11	(	11	)		
						財		務		部	財	立		政 管	理	Ħ	課	2 18	(	12	)		
											資 施	産		設	P.	E	課課	9	(	8	)		
											市		民	以	税		課	2	(	2	)		
											固		資	7		税	課	2	(	2	)		
											債	権		管	更		課	11	(	11	)		
						市	民	協	働	部	コ		1	_	イ 遅	女 策	課	2	(	2	)		
											市			民			課	9	(	7	)		
						福		祉		部	地	域		共	4		課	1	(	1	)		
											福		指	導	監	査	課	1	(	0	)		
											福	祉		事	彩		所	2	(	2	)		
						ht.	-	F	\ <del>+=</del>	417	長畑	寿		安工	/L		課	1	(	0	)		
						健	康	医	療	部	健	康生		<u>政</u> 管	身		課	44	(	44	)		
											衛保	生_ 健		予	理		課課	6 18	(	6	)		
											母	子		保	し 俊		課	2	(	2	)		
											保	 険		給	作		課	2	(	2	)		
						IJ	ど	も未	来	部	Ĺł	ど	ŧ			談	課	1	(	1	)		
											IJ	ど	ŧ	Ę		業	課	2	(	2	)		
						都	市計	- 画	推進	部	住			宅			課	5	(	5	)		
											都	市		計		ij	課	4		4	)		
											都	市		整	值		課	2	_	2	)		
											開	発		審	<u></u>		課	6	(	4	)		
											建建	<u>築</u> 築		審 安			課	1	(	1 5	)		
						都	市	基	盤	部	交	楽_ 通		<u>女</u> 政			課課	6	(	5 2	)		
						HP	111	45	mi	цμ	基	盤		整			課	7	(	6	)	330	0
											基	盤		管	理		課	55	(	7	)	(228	
2	病	完 事	業	管 理	者	市	立豊口	中病隊	完事發	5 局												14	-
0											経	営		企	重		課	14	(		)	(14	
3	上	·水i	旦事:	<b>兼官</b>	埋者	上	下水i	旦局	経営	当	経	営をさま	.1	企	且		課	1	(	0	)		
												客さま				窓口		10	(	5	)		
						ㄴ.	下 -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -	首 戸	<b>技</b> 往	立び		さまセン 道	ノグー					10	(	0	)	97	,
						上	下水i	旦同	技術	」 二)	水下	道_ 水	道	維	<b></b>	f 理	課課	10	(	0	)	37 (6)	
4	消		防		長	消		防		局	消		坦	総総	<u>s</u> 彩		課	2	(	2	)	(0)	
	113		123			113		123		/ru	予	15-7		防	42		課	4	(	4	)		
											北		消		防		署	2	(	0	)	11	
											南		消		防		署	2	_	2	)	(8)	
L											新	千	里	Ŷ	肖	防	署	1	(	0	)		

5	教	育	委	員	会	教育委員会事務局	教	育		総	務	課	3	(	0	)	
							学	校	施	設	管 理	課	4	(	0	)	
							学	校		給	食	課	5	(	5	)	
							教		職		員	課	26	(	2	)	
							教	育	セ		ンタ	ĺ	2	(	0	)	
							学	校		教	育	課	15	(	7	)	56
							児	童		生	徒	課	1	(	1	)	(15)
6	選	挙 管	理	委員	会	選挙管理委員会事務局							3	(	2	)	3 (2)
	6	実施	機関			19部局				66課			451	(	273	)	451 (273)

<sup>\* ( )</sup> 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示します。

# (3) 不開示理由の内訳

			(1   = 117
区分	令和2年度	令和3年度	合 計
請求件数	411 ( 249 )	451 ( 273 )	19,090 ( 4,022 )
不開示又は部分開示件数	175 ( 95 )	198 ( 155 )	8,085 ( 2,233 )
内訳			
個人情報	128 ( 75 )	137 ( 99 )	5,806 ( 1,666 )
法人等情報	46 ( 36 )	60 ( 48 )	5, 331 (1, 707)
審議検討等情報	3 ( 2 )	0 ( 0 )	138 ( 29 )
事務事業情報	58 ( 28 )	54 ( 49 )	1,368 ( 160 )
任意提供情報	0 ( 0 )	0 ( 0 )	8 ( 2 )
公共安全等情報	26 ( 24 )	30 ( 26 )	352 ( 73 )
法令秘等情報	0 ( 0 )	1 ( 1 )	14 ( 5 )
国等協力関係情報等			47 ( 0 )

- \* 1 ( ) 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
  - 2 不開示または部分開示には一つの決定で複数の理由による場合があり、内訳に記載された件数の合計と不開示又は部分開示件数は一致しません。
  - 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法 定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報 として取り扱うものとする。
  - 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

# (4) 開示請求者の内訳

区分	令和2年度	令和3年度	合 計
市内に住所を有する者	109	132	11, 675
事務所等を有するもの	7	16	2, 547
在勤者	46	30	774
在学者	0	0	13
納税義務者	0	0	20
利害関係者	0	0	39
任意申出者	249	273	4, 022
合 計	411	451	19, 090

<sup>\*</sup> 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

# (5) 開示の実施方法

区 分	令和2年度	令和3年度	合 計			
閲覧のみ	85 ( 80 )	142 ( 128 )	1,719 ( 213 )			
閲覧と写し等の交付	57 ( 3 )	64 ( 7 )	5, 857 ( 358 )			
写し等の交付のみ	150 ( 89 )	119 ( 69 )	7, 189 ( 2, 804 )			
聴取又は視聴	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )			
未実施	16 ( 16 )	0 ( 0 )	197 ( 122 )			
合 計	308 ( 188 )	325 ( 204 )	14, 962 ( 3, 497 )			

<sup>\* ( )</sup> 内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

# Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

### (1) 個人情報保護制度の運用の経過

		令和2年	度	令和3年	度	合	計
請	求件数	118	件	130	件	1, 924	件
	全部開示 (承 諾)	53	件	59	件	1, 162	件
処	部分開示 (一部承諾)	55	件	58	件	505	件
理	不開示(全部拒否)	0	件	3	件	81	件
状	文書不存在 (全部拒否)	9	件	9	件	109	件
況	存否応答拒否	0	件	0	件	1	件
	取下げ	1	件	1	件	61	件
	却下	0	件	0	件	5	件
特	例 延 長			0	件		
審査	請求件数	3	件	3	件	57	件

○ 令和3年度は、130件の請求があり、自己に関する情報の開示請求が126件、訂正 等請求が4件でした。

制度化以来では1,924件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求1,871件、目的外利用等の中止請求21件、削除請求25件、訂正請求7件となっています。

平成18年度からは、「市立豊中病院の診療録(カルテ)(担当:医療情報室)」の開示請求については豊中市個人情報保護条例第29条に規定する開示請求の特例によることとしました。なお、令和3年度は166件の請求があり、全部開示158件、文書不存在による不開示6件、取下げ2件でした。

平成18年度からの合計は927件で、全部開示861件、部分開示1件、文書不存在による不開示60件、取下げ5件です。

# (2) 不開示理由の内訳(自己情報の開示請求)

区 分	令和2年度	令和3年度	合 計
請求件数	118	126	1,871
不開示・文書不存在又は部分開示 件数	64	66	648
内訳			-
本人情報	0	0	4
第三者の個人情報	39	38	356
法人等情報	11	13	67
審議検討等情報	0	1	19
事務事業情報	19	20	157
任意提供情報	0	0	5
公共安全等情報	0	1	20
法令秘等情報	0	0	0
文書不存在	9	7	95
旧条例に基づく不開示理由の内訳	_		
法令秘情報			2
評価・診断等情報			19
事務事業執行情報			55
文書不存在(H13年から)			12

<sup>\*</sup> 不開示・文書不存在又は部分開示には一つの決定で複数の理由による場合があり、内訳に記載された件数の合計と不開示・文書不存在又は部分開示件数は一致しません。

<sup>\*</sup> 不開示理由の内訳は、新条例施行(平成17年10月1日)以後に決定を行ったものについては新条例の区分により、それ以前に決定を行ったものは旧条例の区分による。

# (3) 部局別開示等請求件数

	実施機関名	部局	名		担当課	Į.	請求件数	小計
1	市長	_		人 権	政	策 課	2	
		総 務	部	法務・コ	コンプライ	アンス課	1	
				人	事	課	3	
		財 務	部	財	政	課	1	
				資 産	管	理 課	6	
		市民協	働 部	くら	し 支	援 課	1	
				市	民	課	40	
				庄 内		張 所	1	
				新 千	里 出	張 所	2	
		福 祉	部	福 祉	事	務 所	4	
				障害	福	祉 課	12	
				長 寿	社 会 政	策課	4	
				長 寿	安	心 課	24	
		健 康 医	療 部	保 健	予	防 課	3	
				保 険	給	付 課	3	
				保 険	資	格 課	1	
		こどもま	来 部	こど	も相	談課	1	
		都 市 基	盤部	基盤	管	理 課	1	110
2	消 防 長	消防	局	北	消防	署 署	1	1
3	教育委員会	教育委員会	事務局	教	職	課	5	
				学 校	教	育 課	2	15
				児 童	生	徒 課	8	
4	選挙管理委員会	選挙管理委員	会事務局		_		1	1
5	監 査 委 員	監査委員	事務局		_		2	2
6	農業委員会	農業委員会	事務局		_		1	1
	6 実施機関	13部	局		25課		130	130

# (4) 開示の実施方法(自己情報の開示請求)

(単位:件)

区 分	令和2年度	令和3年度	合 計
閲覧の。	3	6	55
閲覧と写し等の交付	9	15	789
写し等の交付のる	88 (19)	96 (26)	779 (201)
聴取又は視耳	0	0	0
未実が	8	0	39
合	108 (19)	117 (26)	1,662 (201)

<sup>\* ( )</sup> 内の数字は、郵送の件数(内数)

# (5) 個人情報ファイルの設置届出等の状況

区	分	件	数
設 置 届	出	1	件
変	更	0	件
廃	止	0	件
合	計	1	件

# Ⅲ. 審査請求の処理状況

### (1) 処理の経過

	区		令和2年度	令和3年度	合 計
請	求件数		2	2	122
		個人情報	3	3	57
		計	5	5	179
	却下	行政文書	0	0	7
		個人情報	0	1	2
		計	0	1	9
処	全部認容	行政文書	0	0	8
		個人情報	0	0	5
		計	0	0	13
*F	部分認容	行政文書	1	0	18
		個人情報	0	0	9
		計	1	0	27
理	棄 却	行政文書	2	2	67
		個人情報	1	2	33
		計	3	4	100
状	取下げ	行政文書	0	0	21
		個人情報	1	0	6
		計	1	0	27
況	合 計	行政文書	3	2	121
		個人情報	2	3	55
		計	5	5	176
	審理中	行政文書		1	
		個人情報		2	
		計		3	

- \* 却下の9件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また行政文書に係る 不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容 したものと諮問を取り下げて認容したもの。
- \* 平成27年度以前の行政不服審査法に基づく「不服申立て」の件数を含む。
- 令和3年度の審査請求は、行政文書に関するものが2件、個人情報に関するものが3件ありました。行政文書に関するものは、棄却したものが1件、次年度に審理が繰り越されたものが1件でした。また、個人情報に関するものは、却下したものが1件、次年度に審理が繰り越されたものが2件でした。なお、前年度から審理を繰り越していた行政文書に関するもの1件は、

乗却したものが 1 件でした。前年度から審理を繰り越していた個人情報に関するもの 2 件は、 乗却したものが 件でした。

# (2) 審査会の答申

豊 情 個 審 答 申 第 6 0 号 令和 3 年 (2021 年) 4 月 3 0 日

豊中市教育長 岩 元 義 継 様

豊中市情報公開·個人情報保護審査会会長 塩川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分及び自己情報部分訂正決定処分について(答申)

令和2年10月22日付け豊教総第1179号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求及び訂正等請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

### 第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「「平成30年度(2018年度)児童生徒の問題行動・不登校 等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」のうち長期欠席生の状況」に係る自己情報 部分開示決定及び自己情報部分訂正決定は、妥当である。

# 第二 審査請求の経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和2年1月29日、豊中市個人情報保護条例(令和17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき「豊中市立〇〇〇小学校〇年〇組在学中(現在〇年〇組在籍)長期に渡り不登校になった理由、原因等を書き記した文書。どのように学校長が〇年〇組担任、〇〇〇に指導したかを記載したもの。〇〇〇小学校から豊中市教育委員会に報告、提出された内容のものすべて」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

### 2 本件開示請求に対する実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下「実施機関」という。)は、令和2年2月7日、本件開示請求に係る自己情報を「「平成30年度(2018年度)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する月ごとの調査」のうち長期欠席生の状況」(以下「本件自己情報」という。)と特定し、「開示文書のうち、当該児童以外の児童に関する情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため開示できません。」及び「開示文書のうち状況について等は開示することにより、学校事務又は事業の性質上の、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため開示できません。」との理由を付して自己情報部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に通知した。

### 3 本件処分1に対する審査請求

審査請求人は、令和2年3月9日、本件処分1を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

## 4 訂正請求

審査請求人は、令和2年3月9日、条例第33条第1項の規定に基づき本件自己情報の訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

#### 5 本件訂正請求に対する実施機関の決定

実施機関は、令和2年4月3日、本件開示請求に係る自己情報を本件自己情報と特定 し、訂正等の内容については「「状況について」欄のうち、「相談・指導を受けた学校内 外の機関等」欄の「その他」を〇に訂正する。」及び「「指導結果状況」欄のうち、「登 校には至らないが好ましい変化があった」の〇を空欄に、「指導中」を〇に、それぞれ 訂正する。」とし、訂正等をしない部分及び理由については、「訂正等の内容『「理由」 欄の「教職員との関係をめぐる問題」を〇に、「その他」の〇を空欄に、それぞれ訂正 を請求する』について、「当該文書における当該箇所は学校関係者の見解を記したもの であり、訂正等請求の内容について学校関係者への聞き取り調査を行った結果、事実の 誤りは認められなかったため。」として自己情報部分訂正決定(以下「本件処分2」と いう。)を行い、審査請求人に通知した。

# 6 本件処分2に対する審査請求

審査請求人は、令和2年7月3日、本件処分2を不服として、法の定めるところにより、審査庁に対し審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

# 7 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、令和2年10月22日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

# 第三 審査請求の趣旨

本件処分1及び2(以下「本件処分等」という。)のうち、不開示の部分を開示し、及び不訂正の部分を訂正するよう求める。

### 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び反論書の内容をまとめると以下のとおりである。

## 1 本件処分1について

学校側の認識と保護者側の認識が合っているかを確認したい為。

2 本件処分2について

「訂正等をしない部分及び理由」欄に、記載された内容は別添付資料の事実と異なる為

# 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 本件処分1について
  - ① 条例第20条第2号該当性

本件自己情報には、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の欠席日数、欠 席理由等が記録されており、個人情報の本人である児童以外の児童の氏名、欠席状況 等に関する情報が含まれている。よって、本件自己情報が全て開示された場合、開示 請求者以外の特定の個人が識別されることとなるため、当該他の児童に関する情報 は、不開示とする旨決定されたものである。

#### ② 条例第20条第5号該当性

本件自己情報に係る調査は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実態把握を行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的になされるものである。当該調査を実施するに当たっては、各学校が保護者等の第三者の意見に影響されることのない主体的な調査を行うことが、より精緻な実態把握を可能とし、上記目的の達成に資することとなる。

「状況について」の欄を開示してしまうと、記載内容について、当事者又は保護者が質問、苦情、批判等を行うことが容易に想定され、将来行われることとなる同種の調査において調査者に対して萎縮的効果を及ぼすこととなる。これにより、精緻な実態把握が妨げられ、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応は困難なものとなることから、調査事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす恐れがあるものといえる。

### ③ 本件審査請求に対する意見

本来、審査請求の理由においては、不開示決定処分の違法性が主張されるべきものであるが、本件審査請求においては、「学校側の認識と保護者側の認識が合っているか確認する」ことが理由とされており、これは開示請求の動機となれども不開示決定処分の取消しを求める理由にはならないものである。本件不開示決定処分について、審査請求人がいかなる点を争点とするものか明らかにされたい。

#### 2 本件処分2について

① 本件自己情報のうち「理由」欄は、本件自己情報に係る調査の実施主体である豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の評価に関する部分であり、その主観に基づき主体的に調査結果を記載することが求められている項目である。本件調査は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実態把握を行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることを目的になされるものであるところ、当該調査を実施するに当たっては、各学校が保護者等の第三者の意見に影響されることのない主体的な調査を行うことが、より精緻な実態把握を可能とし、上記目的の達成に資することとなるからである。

もし仮に保護者等の第三者の意見を参考にしながら調査を行った場合、当該者から調査結果に対する質問、苦情、批判等がなされることが容易に想定され、これにより調査者が委縮し、精緻な実態把握が妨げられることは、想像にたやすい。

- ② 処分庁は、審査請求人の訂正請求内容を踏まえ、関係者への聞き取り調査を行ったが、個人情報の本人である児童の長期欠席の理由が教職員との関係をめぐる問題に起因する不登校であるとの主観を形成するに足りる事実は確認できなかったため、訂正しない旨の自己情報部分訂正決定処分を行ったものである。
- ③ 審査請求人は、個人情報の本人である児童の担任教諭が行き過ぎた指導を行って

おり、劣悪な学習環境であったため、当該児童が不登校になったものであり、その原因は「教職員との関係をめぐる問題」であると主張する。しかし、担任教諭の指導の うち、どのような点が過度であったのかについては、具体的な説示がなされていない。

# 第六 審査会の判断

1 本件自己情報について

本件自己情報は、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の問題行動等の諸 課題について、実態把握を行うことにより、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早 期対応につなげることを目的になされた調査の結果であり、当該児童生徒の欠席日数、 欠席理由等が記録されている。

2 自己情報開示請求に係る条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示 請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除 き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

条例第20条第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

次に、条例第20条第5号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

3 本件審査請求1に係る条例第20条各号該当性の判断

当審査会は、本件自己情報について実施機関に対し提出を求め、インカメラにより審理を行った。

以下本件自己情報に係る不開示情報部分(以下「本件不開示情報」という。) の条例 第20条各号該当性について検討する。

- ① 本件不開示情報には、個人情報の本人である児童以外の児童の氏名、欠席状況等に関する情報が記載されている。よって、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められるため、同号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。
- ② 本件不開示情報のうち、「状況について」欄には、長欠の理由等に対する学校の所見が記載されていることが確認される。

当該欄の情報は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、実施機関が実態を把握 し、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を行っていくに当たっての重要 な情報資源となるべきものであるところ、これらの情報を開示することが前提となれば、当事者又は保護者が質問、苦情、批判等を行うことが容易に想定されることにより、開示されることを前提に、調査者が無難な内容の記載に走り、正確かつ率直な所見を記載することを躊躇するようになることが想定される。

その結果として、ありのままの記載を前提とする調査票として本来具備すべき効用が著しく毀損されることにより、当該同種の問題事案に対する効果的な対応に著しい支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、これらの情報は条例第20条第5号に該当するものと認められるため、同号に該当するものであり、不開示とすることが相当である。

### 4 自己情報訂正請求に係る条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の訂正を請求することができること及び訂正 請求を受けた実施機関は当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に 係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければ ならないことを第35条で定めている。

なお、本条に基づく訂正請求の対象は、客観的に判断できる「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。したがって、評価・判断の内容について訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることになる。

条例における個人情報の訂正請求制度の趣旨は、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断については個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求の対象は実施機関の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。

### 5 本件審査請求2に係る条例第35条該当性の判断

本件自己情報のうち「理由」欄(以下「本件不訂正部分」という。)は、市域内小中学校を10日以上欠席した児童生徒の問題行動等の理由を記したものである。

本件不訂正部分については、教育委員会が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資するために、児童生徒の実態を最もよく表していると判断をしたことを記した部分であることから、実施主体である教育委員会の評価に関する部分である。

よって、本件自己情報の一部を不訂正としたことは、妥当である。

#### 6 その他

審査請求人が審査請求書等において主張する、学校側と審査請求人との認識が一致 しているかを確認するために自己情報の開示が必要である旨その他の主張については、 審査会の判断を左右するものではない。

#### 7 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

# 令和3年(2021年)4月30日

豊中市情報公開·個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 野田邦子

豊 情 個 審 答 申 第 6 1 号 令和 3 年(2021 年) 1 0 月 7 日

豊中市教育長 岩 元 義 継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会会 長 塩 川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書部分開示定処分 について(答申)

令和3年3月16日付け豊教総第2272号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

### 第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「令和○年(○○○○年)○○月○○日付○○○従業員と豊中市職員とのやり取りについて」に係る行政文書部分開示決定は妥当である。

# 第二 審査請求の経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和2年9月9日、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下「実施機関」という。)に対し、行政文書の名称又は内容を「○○○年○○月○○日付、○○○従業員と豊中市職員とのやり取りについてこの文書を発するまでの起案書、会議録、決裁書の開示」とする開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

## 2 実施機関の決定

実施機関は、同年9月23日、本件開示請求に係る行政文書を「令和○年(○○○○年)○○月○○日付○○○従業員と豊中市職員とのやり取りについて」(以下「本件行政文書」という。)と特定し、「「○○○従業員と豊中市職員とのやり取りについて」に記載された個人の氏名は当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため開示できません。「○○○従業員と豊中市職員とのやり取りについて」の法人の従業員のやり取り内容等については、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審查請求

審査請求人は、同年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

# 4 審査会への諮問

審査庁は、令和3年3月16日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に、本件審査請求について諮問した。

### 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

## 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書の記載内容並びに口頭意見 陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

1 公文書として○○○ (開示請求者) に発した文書を行政文書開示請求したら、部分開示とは理解に苦しむ。

条例第7条及び第8条に基づき開示されることは、審査請求人も承知している。問題なのは、条例第7条第1号のただし書きの解釈を実施機関が誤っていることである。

- 2 条例第7条第2号に該当するとして不開示としている部分について、開示すること によりなぜ○○○の社会的評価の低下及び正当な利益を害するのか、明確に示してほ しい。
- 3 本件行政文書は、豊中市教育センター職員から豊中市教育センター所長に報告した 内容を鵜呑みにし、○○○の弁明も聞かず、調査もせず発されたものである。実施機関 が一方的に発した文書を全部開示し、事の是非を協議して明確にしなければ、それこそ ○○○の社会的評価の低下及び正当な利益を害するので、全部開示を求める。

## 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 開示の範囲は、条例第7条及び第8条に基づき判断されるものである。 開示請求に係る行政文書の内容が開示請求者にとって既知のものである場合に当該 行政文書の開示を実施機関に義務付ける規定は条例に存在しない。また、開示請求を行 う目的又は理由がいかなるものであるかは、開示の範囲の判断に影響を与えることは
- 2 条例第7条第2号に該当するとして不開示としている部分については、本件行政文書を概観するに、豊中市職員と○○○従業員のやり取りをきっかけに、豊中市教育センターから○○○に対して要望を行わざるを得なくなったことは明らかであり、○○○ 従業員の発言内容に社会通念上是正を求めざるを得ない内容が含まれていたことは容易に推測される。このような性質の発言内容を具体的に開示した場合、○○○の事業執行中の発言である点も相まって、○○○が社会通念に反する理念に基づき業務執行を行う法人であるとの社会的評価を受ける可能性があることは否めないため、不開示とする旨決定したものである。

# 第六 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、豊中市教育センター所長から〇〇〇に発せられたものであり、〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取り及び豊中市教育センターから〇〇〇への要望が記されている文書である。

### 2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。ただし、同号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ウに規定する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」の「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除くこととしている。

同条第2号では、「法人その他の団体(中略)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」を不開示情報と規定している。また、同号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、不開示情報から除くこととしている。

### 3 本件審査請求に係る不開示情報該当性の判断

実施機関は、本件行政文書に記載されている個人の氏名は条例第7条第1号に該当する、〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取り内容等は同条第2号に該当すると主張しているので、これらについて判断する。

#### (1) 条例第7条第1号該当性について

本件行政文書を見分したところ、条例第7条第1号に該当するとして不開示とされた部分は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 従業員の氏名であり、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

### (2) 条例第7条第1号ただし書き該当性について

審査請求人は、第7条第1号に該当するとして不開示とされた部分について、第7条第1号のただし書に該当するため、開示すべきである旨主張しているので、この点について検討する。

# ① 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

本件行政文書に記載されているやり取り内容については、事実上の慣習として公と している事実は確認できないため、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

- ② 条例第7条第1号ただし書イ該当性について
- ○○○従業員の氏名が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかであるため、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。
- ③ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について
  - ○○○従業員の氏名が条例上規定する公務員等の情報に該当しないのは明らかであるため、条例第7条第1号ただし書ウには該当しない。
- (3) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書を見分したところ、条例第7条第2号に該当するとして不開示とされた部分には、〇〇〇の評価に結び付く内容が記載されていることをインカメラ審理にて確認した。

当該不開示とされた部分に記載された情報は、○○○の正当な利益を明らかに害するおそれがあると認められ、かつ、同号ただし書に該当する事情はないことから不開示が妥当である。

## 4 結論

以上のとおり本件不開示部分は条例第7条第1号及び第2号に該当し、同号ただし 書に該当するものではないので、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断す る。

令和3年(2021年)10月7日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 野田邦子

豊 情 個 審 答 申 第 6 2 号 令和 4 年(2022 年) 3 月 2 5 日

豊中市教育長 岩 元 義 継 様

> 豊中市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 塩 川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報部分開示決定処分 及び自己情報不存在による不開示決定処分について(答申)

令和3年3月16日付け豊教総第2263号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「2次面接評定カード(リーダー用) 2次面接評定カード(個人用) 1次面接評定カード(リーダー用) 1次面接評定カード(個人用)」に係る自己情報部分開示決定及び「大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト(令和3年からさかのぼること5年分) 面接の項目による配点」に係る自己情報不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第二 審査請求の経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和2年10月16日、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定に基づき、「大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト(令和3年度からさかのぼること5年分)に係る①面接官記入済みの採用面接個票 ②面接の項目による配点 ③合格者の基準点 ④面接官氏名」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

なお、①~④までの番号については、審査会で付番したものである。

## 2 本件開示請求に対する実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長(以下「実施機関」という。)は、令和2年11月27日、本件開示請求のうち、①④に関して、本件開示請求に係る自己情報を「2次面接評定カード(リーダー用) 2次面接評定カード(個人用) 1次面接評定カード(リーダー用) 1次面接評定カード(個人用)」(以下「本件自己情報」という。)と特定したうえで、「面接員記入済みの採用面接個票のうち面接員名の部分につきましては、豊中市が参加する大阪府豊能地区教職員人事協議会が行う教員採用事務に関する文書に記載された情報であって、公にすることにより、面接員が特定され、当該面接員への不当な行為等を容易にして試験の公平公正性が損なわれるおそれがあるため、また、公正かつ円滑な採用事務の実施に著しく支障を及ぼす恐れがあるため開示できません。また、開示請求者以外の受験生の受験番号、名前、評定につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるので開示できません。」との理由を付して自己情報部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行った。

本件開示請求のうち、②面接の項目による配点については、「開示請求された自己情報は保有していないため。」との理由を付して自己情報不存在による不開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に通知した。

また、本件開示請求のうち、③合格者の基準点については、開示請求によらず情報提供を行った。

# 3 本件処分1及び同2に対する審査請求

審査請求人は、令和3年1月4日、本件処分1及び2を不服として、行政不服審査法

(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

#### 4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき審理手続を併合し、令和3年3月16日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

# 第三 審査請求の趣旨

1 本件処分1について

本件処分を取り消し、改めて文書の特定を行うとともに特定を行った文書の開示を求める。

2 本件処分2について 本件処分の取消しを求める。

# 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書の記載内容並びに口頭意 見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 本件処分1について
  - (1) ①面接官記入済みの採用面接個票と開示請求したにも関わらず、開示されたものは評定をまとめたカードである。①面接官記入済みの採用面接個票とは、面接時に面接官が文章等で記入しているものを意味している。それが開示されない、あるいは現在存在しないということは明らかに透明性、公平性に欠く面接選考と考えられる。
  - (2) 面接官の氏名及び他の受験生の情報については争わない。
- 2 本件処分2について
  - (1) 第二次選考の面接の配点が420点満点と明記されているにも関わらず、面接による詳細な観察項目が存在していないことが異常である。観察項目なく面接を行うこと自体、実施要項に書かれている観点で面接が行われていないことと推察される。その項目の配点が不存在、書類の不存在ということは、面接官、その他試験関係者の恣意が入りやすい状態にあり、極めて透明性に欠け、公平性を欠く選考と思われる。
  - (2) 面接要項には、個人面接は3項目、模擬授業は2項目、漠然とした評価の主な観点が示されているが、本件処分1に係る弁明書において示されているランク(面接評定カードに記されているランク)に結び付く観点に対する文章表記があると受験した経験上思われる。

### 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

#### 1 本件処分1について

審査請求人が開示を求めた①面接官記入済みの採用面接個票とは、採用選考時に面接員がそれぞれの受験者ごとに個々の面接結果を記載した票を意味すると解される。本件処分1に関し開示した文書は、面接員が個々の受験者ごとに面接結果を評定区分に記載した資料であり、審査請求人が開示を求めた行政文書そのものである。また、採用選考テストにおいて、面接官が面接の結果について記載した文書は、部分開示された採用面接個票以外には存在しないものである。

#### 2 本件処分2について

審査請求人は、受験要項に記載された「観点」に対する文章表記の存在が推察される 旨主張する。これは、面接における評価の基準である「観点」については、文章による 所見が存在するはずであるとの主張と解されるが、文章により所見を記載した行政文 書は存在しない。

# 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、第20条において、何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己 を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

条例第2条第2号において、個人情報とは、「個人に関する情報(事業を営む個人の 当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することが でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」 と定めている。

次に、条例第2条第3号において、保有個人情報とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。」と定めている。「組織的に利用するもの」とは、作成又は取得した行政文書が職員個人の段階にとどまらず、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち実施機関の組織において業務上の必要性から利用・保存している状態にあるものをいう。よって、職員が自己の執務の便宜のため作成・保有している個人的なメモ、資料等は該当しない。

また、行政文書に該当する場合においても行政文書に個人情報の記載がないもの及び実施機関が保有していないものについては、条例第20条に規定する請求の対象と

はならない。

# 2 本件処分1に係る自己情報の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る自己情報のうち、実施機関が存在しないとして開示しなかった①面接官記入済みの採用面接個票とは、面接時に面接官が文書等で記入しているものを指すのであり、本件処分1で開示された文書は、審査請求人が求める文書と異なる旨主張している。

そこで、当審査会は、実施機関に対し面接の実施から面接評定カード作成までの事務 の流れの確認を行った。

実施機関の説明によると、各面接官は、提出された「エントリーシート」等をもとに、面接を実施し、「面接評定カード」を作成する、この「面接評定カード」を作成する際に受験者の発言内容等を記した「メモ」をとることがある、この「メモ」は、面接官が評定を確定するための参考資料として必要と判断した場合に作成するものであって、面接が終了し、評定が確定した後は、当該メモを作成した面接官が、試験実施事務局本部に溶解処理を依頼する、依頼を受けた試験実施事務局本部は、他の提出資料等の確認後、当該メモを溶解処理している、とのことであった。

審査請求人が、①面接官記入済みの採用面接個票と呼ぶ情報は、実態に即していえば、 面接時に面接官が文章等で記入しているものとの説明であり、実施機関のいうところ の面接官が受験者の発言内容等を記した「メモ」を指すものと考えるほかない。

実施機関による「メモ」の作成経緯等の説明から判断すると、当該メモは専ら作成した面接官の判断で処分できる性質の文書であり、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認めらない。したがって、当該メモは行政文書に該当しないことから条例第2条第3項に定める保有個人情報に該当しない。また、当該メモを既に廃棄しているという実施機関の説明にも不自然又は不合理な点は存在しない。同メモは既に廃棄され不存在であることから、開示対象にならない。

よって、本件開示請求に係る自己情報を本件自己情報と特定し、開示した実施機関の 判断は是認し得るものである。

# 3 本件処分2に係る審査請求について

本件処分2において、審査請求人が求める②面接の項目による配点と呼ぶ文書は、2021年10月22日回答書によると②-(i)「面接官が審査請求人に関する評価を記した文書」及び②-(ii)「面接の項目毎の配点を記した書類」とのことである。

審査請求人は、自身が受験した経験上、ランクに結び付く主な評価の観点に対する文章表記があること及び評価の主な観点に則ってランク・得点に結び付く詳細な評価文書が行政文書として存在しないとなると、面接官、採用関係者の主観、恣意的な考えが入りやすく、透明性が確保された選考とはいえないと主張している。

審査請求人が求める②- (i)「面接官が審査請求人に関する評価を記した文書」と

は、「2 本件処分1に係る自己情報の特定について」における「メモ」に該当するものと推認せざるを得ないが(その限りで請求が重複している)、前述のとおり、当該メモは、保有個人情報には該当せず、また、既に廃棄されていることから、実施機関が不存在による不開示とした判断は、妥当である。

次に、②-(ii)「面接の項目毎の配点を記した書類」について検討する。当審査会において、実施機関より提出された資料についてインカメラで審査を行ったところ、面接テストに関して、ABCDEの各評定に対し、それぞれ評定内容と得点が定められていることを確認した。評定毎に評定内容と得点が定められている事実から、実施機関が面接における一定の評価基準を持っていることは明らかであるが、当該行政文書には、保有個人情報が記載されておらず条例第20条に規定する請求の対象とはならない。他に、受験者一人ひとりの「面接の項目毎の配点を記した書類」が別に存在すると推認すべき特段の事情があるとはいえない。

よって、本件処分が不当又は違法であるとはいえない。

### 4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年(2022年)3月25日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 野田邦子

豊 情 個 審 答 申 第 6 3 号 令和 4 年 (2022 年) 3 月 2 5 日

豊中市長

長 内 繁 樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会会 長 塩 川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書存否応答拒否決定 処分について(答申)

令和3年(2021年)9月27日付け諮問第51号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

### 第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「本件に関○月○日、○月○日打合わせしたが、議事録を作成せず不十分。その為に調査日○/○、○/○、○/○及び○/○の調査結果の開示(民間会社では出張報告に 5W1H を書くように)」に係る行政文書存否応答拒否決定は妥当である。

## 第二 審査請求の経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和3年7月29日、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「本件に関○月○日、○月○日打合わせしたが、議事録を作成せず不十分。その為に調査日○/○、○/○、○/○及び○/○の調査結果の開示(民間会社では出張報告に5W1Hを書くように)(以下「本件対象文書」という。)」とする開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

### 2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長(以下「実施機関」という。)は、同年8月11日、「特定の個人に対する指導に関する情報であって、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため。」との理由を付して条例第10条に該当するとして行政文書存否応答拒否決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審查請求

審査請求人は、同年9月1日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中 市長(以下「審査庁」という。)に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

# 4 審査会への諮問

審査庁は、同年9月27日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に、本件審査請求について諮問した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書の内容をまとめると以下のとおりである。

1 処分庁との打合せの際に、4回調査を行ったとの説明を受けたので、開示請求をした

ら、存否応答拒否との決定とは納得できない。調査不十分をカモフラージュするために 情報公開条例を用いたとしか考えられない。

2 処分庁は、目視観察のみを行い、敷地内の観察は出来ていない。したがって、事実を つかんでいない。そうであるにも関わらず、処分庁は弁明書において、条例や個人のプ ライバシーを持ち出し、論点をすり替えた。処分庁がありのままを説明していれば審査 請求人も理解でき納得できた。

# 第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の内容をまとめると以下のとおりである。

本件審査請求は、特定の個人を対象としたうえで、当該個人所有の建築物に対する調査 等に関する文書の請求である。そのため、本件行政文書の存否を明らかにすると、当該個 人が処分庁から調査指導等を受けたか否かを明らかにすることとなる。

処分庁の業務の範疇には、建築行為等に関する違反の指導及び処分が含まれているため、 本件行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人が処分庁より法令違反の嫌疑をかけられ ているという周囲にあらぬ誤解を生じさせ、誹謗中傷などによる風評被害を特定の個人に 与えることとなる。

個人にとって通常他人に知られたくないと望む不名誉な個人情報で、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号本文に該当する。

### 第六 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の個人が所有する建築物に対して実施機関が行った調査指導 等に関する文書である。

2 条例の定め

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書 に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文 書を開示しなければならない。」と規定している。

条例第7条第1号では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と規定している。

また、条例第10条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、

当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と 規定している。

### 3 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、特定の個人が所有する建築物に対して実施機関が調査指導等を行っているとの認識を前提として、当該調査指導等の内容が記載された行政文書の開示を求めるものであるところ、当該行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人に関する調査指導等の有無を答えることと同等の効果を与えることになり、条例第7条第1号に規定する不開示情報を開示することになる。

よって、実施機関が行った条例第10条に基づく存否応答拒否決定は妥当である。

### 4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和4年(2022年)3月25日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中川 丈 久

委 員 前田雅子

委 員 野田邦子

## IV. 情報提供の運用状況

### (1) 情報提供の運用の経過

利用者数の推移 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	合 計
利 用 者 数	1, 435	1, 293	136, 945

○ 市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度(現行政文書開示制度)と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

また、市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。そのほか、市史資料集等、有料頒布資料の販売も行っています。

市政情報コーナーのほか、図書館など市内12ヶ所の施設に設置する市政資料展示コーナーや、市ホームページにおいても情報提供を行っています。最近では、市ホームページに掲載する情報の充実などにより、市政情報コーナーの利用者数は減少傾向にあります。

# (2) 保有資料の複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数(件)	複写枚数(枚)	収入額(円)
4	120	846	14, 170
5	111	750	9, 125
6	127	693	10, 245
7	116	469	6, 695
8	113	567	7, 110
9	111	518	6, 920
10	100	360	5, 960
11	115	3, 976	41, 920
12	106	729	9, 105
1	82	483	5, 865
2	79	351	5, 215
3	113	2, 002	22, 200
計	1, 293	11, 744	144, 530

月	数量 (個)	収入額(円)
4	57	9, 690
5	14	2, 380
6	10	1, 700
7	10	1, 700
8	9	1,530
9	3	510
10	6	1,020
11	1	170
12	5	850
1	10	1, 700
2	3	510
3	5	850
計	133	22, 610

(電磁的記錄)

### (3) 有料頒布資料一覧

No.	資 料 名	主管課名	単価(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	行政総務課	1,000
2	豊中市史資料集	IJ	1,200
3	豊中市史(集落・都市)	IJ	7,500
4	豊中市史(自然)	IJ	9,000
5	豊中市史(古文書・古記録)	IJ	7,800
6	豊中市史(学校教育)	IJ	8,800
7	豊中市史(民俗)	IJ	7,900
8	豊中市史(社会教育)	IJ	7,300
9	豊中市史(社会経済)	IJ	8,500
10	豊中市史(考古)	IJ	7,800
11	豊中市史(美術)	IJ	8,000
12	豊中市史(通史1)	IJ	9,200
13	豊中市史(通史2)	IJ	8,500
14	豊中市文書館史料集1	IJ	1,000
15	豊中市文書館史料集2	IJ	1,600
16	豊中市文書館史料集3	IJ	1,600
17	第4次豊中市総合計画	経営計画課	1,300
18	豊中市住居表示白全図	市民課	200
19	第2次都市計画マスタープラン	都市計画課	1,000
20	豊中都市景観形成マスタープラン(推進編)	IJ	1,200
21	豊中都市景観形成マスタープラン(計画編)	IJ	1,300
22	まちなみづくりの手引き(建築物・工作物・開発行為編)	IJ	400
23	まちなみづくりの手引き(公共施設編)	IJ	200
24	まちなみづくりの手引き(屋外広告物編)	IJ	200
25	とよなか歴史・文化財ガイドブック	社会教育課	500

# (4) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
①市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口(1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別)、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、地形図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料、豊中市街地図
②国の刊行物	国勢調査報告書(昭和35年から)、地価公示(平成13年から平成31年まで)

(令和3年度)

# V. 会議公開制度の運用状況

審議会等の会議の公開状況

令和4年3月31日現在

No.	名称		区	分	>		事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	引・非公 <b>※</b> 1	開	傍聴者数
1	防災会議	附	属	機	関	危	機	管	理	課	1	1	公		開	0
2	国民保護協議会	附	属	機	関	危	機	管	理	課	0	0	公		開	0
3	男女共同参画苦情処理委員会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	1	0	一非	公	部開	0
4	男女共同参画審議会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	4	4	公		開	20
5	男女共同参画推進センター指定管理 者選定評価委員会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	0	0	一非	公	部開	0
6	同和問題解決推進協議会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	3	3	一非	公	部開	0
7	外国人市民会議	その	の他	の会	議	人	権	政	策	課	3	3	公		開	2
8	国際交流センター指定管理者選定評 価委員会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	0	0	一非		部開	0
9	人権文化のまちづくりをすすめる協 議会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	2	2	一非	公	部開	2
10	豊中市人権平和センター業務委託事 業者選定評価委員会	附	属	機	関	人	権	政	策	課	4	2	一非	公	部開	0
11	歷史的文化的文書審議会	附	属	機	関	総行	政	務総	務	部課	1	1	公		開	0
12	情報公開·個人情報保護運営委員会 (部会有)	附	属	機	関	総コ	務 沿ンプラ	部 注 ライフ	ま務アンス	· <課	4	3	一非	公	部開	0
13	情報公開・個人情報保護審査会	附	属	機	関	総コ	務 沿ンプラ	部 注 ライフ	ま務アンス	· <	6	I	非	公	開	-
14	行政不服審査会	附	属	機	関	総コ	務 ii ンプラ	部 注 ライフ	ま 務	・ ス課	0	1	非	公	開	-
15	情報化計画策定評価委員会	附	属	機	関	総デ	ジタ	務ル	戦 略	部課	0	0	公		開	0
16	特別職報酬等審議会	附	属	機	関	総人		務事		部課	1	1	公		開	0
17	公務災害補償等認定委員会	附	属	機	関	総職		務員		部課	4		非	公	開	-
18	公務災害補償等審査会	附	属	機	関	総職		務員		部課	0	-	非	公	開	_

No.	名称		区	分	<b>&gt;</b>		事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	引・非: ※1	公開	傍聴者数
19	総合計画審議会(部会有)	附	属	機	関	都経	市営	経計	営画	部課	3	3	公		開	0
20	まち・ひと・しごと創生総合戦略委 員会	附	属	機	関	都経	市営	経計	営画	部課	2	2	公		開	0
21	公共施設等有効活用委員会	附	属	機	関	都創	市造	経改	営革	部課	1	1	公		開	0
22	経営戦略会議	そ	の他	の会	議	都創	市造	経改	営革	部課	3	-	非	公	開	-
23	名誉市民選考委員会	附	属	機	関	都秘	市	経書	営	部課	0	-	非	公	開	-
24	とよなか都市創造研究所運営委員会	附	属	機	関	都と究	市 よなか	経者	営 市創造	部研所	3	3	公		開	2
25	豊中ブランド戦略審議会(部会有)	附	属	機	関	都魅	市 力 文	活化	力 創 造	部課	3	2	一非	公	部開	0
26	文化芸術振興審議会(部会有)	附	属	機	関	都魅	市 力 文	活化	力 創 造	部課	5	4	一非	公	部開	1
27	市民ホール等指定管理者選定評価委員会	附	属	機	関	都魅	市 力 文	活化	力 創 造	部課	0	0	一非	公	部開	0
28	スポーツ推進審議会	附	属	機	関	都ス	市 ポー	活ツ	力 振 興	部課	3	3	公		開	2
29	体育施設指定管理者選定評価委員会	附	属	機	関	都ス	市 ポー	活ツ	力 振 興	部課	0	0	一非	公	部開	0
30	大規模小売店舗立地審議会	附	属	機	関	都産	市業	活振	力興	部課	0	0	公		開	0
31	産業振興審議会	附	属	機	関	都産	市業	活振	力興	部課	5	5	一非	公	部開	1
32	都市農業振興基本計画審議会	附	属	機	関	都産	市業	活振	力興	部課	0	0	公		開	0
33	環境審議会	附	属	機	関	環環	境	境政	策	部課	5	5	公		開	3
34	環境保全審査会	附	属	機	関	環環	境	境政	策	部課	0	0	公		開	0
35	環境交流センター選定評価委員会	附	属	機	関	環環	境	境政	策	部課	2	0	一非	公	部開	0
36	廃棄物減量等推進審議会	附	属	機	関	環減	量	境 計	画	部課	3	3	公		開	2
37	包括施設管理業務委託事業者選定委 員会	附	属	機	関	財資	産	務管	理	部課	0	-	非	公	開	-

No.	名称		区	分	ì		事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	・非: ※1	公開	傍聴者数
38	公民連携手法による公共施設整備等 事業者選定委員会	附	属	機	関	財施		務設		部課	6	-	非	公	開	_
39	市民公益活動推進委員会(部会有)	附	属	機	関	市コ	民 ミュ:	協 ニティ	働 · 政策	部課	10	6	一非	公	部開	1
40	消費生活審議会	附	属	機	関	市く	民ら	協 し 支	働 援	部課	2	2	一非	公	部開	0
41	労働問題協議会	そ	の他	の会	議	市く	民ら	協 し 支	働 : 援	部課	0	-	非	公	開	-
42	個別労働関係紛争調査委員会	そ	の他	の会	議	市く	民ら	協 し 支	働 : 援	部課	0	-	非	公	開	-
43	労働会館運営委員会	そ	の他	の会	議	市く	民ら	協 し 支	働 : 援	部課	1	1	公		開	0
44	窓口関連業務委託事業者選定評価委 員会	附	属	機	関	市市	民	協民	働	部課	4	1	一非	公	部開	0
45	民生委員推薦会	附	属	機	関	福地	域	祉共	生	部課	2	-	非	公	開	-
46	健康福祉審議会	附	属	機	関	福地	域	祉共	生	部課	2	2	公		開	3
47	社会福祉審議会(部会有)	附	属	機	関	福地	域	祉共	生	部課	7	6	一非	公	部開	0
48	健康福祉サービス苦情調整委員会	附	属	機	関	福地	域	祉共	生	部課	3	-	非	公	開	-
49	火葬場指定管理者選定評価委員会	附	属	機	関	福地	域	祉共	生	部課	0	0	一非	公	部開	0
50	障害者施策推進協議会(部会有)	附	属	機	関	福障	害	祉 福	祉	部課	7	6	一非	公	部開	1
51	障害者差別解消支援地域協議会	そ	の他	の会	徐議	福障	害	祉 福	祉	部課	2	2	公		開	0
52	介護給付費等支給審査会 ※1	附	属	機	関	福障	害	祉 福	祉	部課	12	-	非	公	開	-
53	たちばな園指定管理者選定評価委員 会	附	属	機	関	福障障ひ	害 害福		祉 ンタ わ	部課一り	1	0	一非	公	部開	0
54	障害者自立支援協議会	そ	の他	の会	議	福障障ひ	害 害福	祉 福 祉セ	祉 ンタ b	部課一り	4	4	公		開	7
55	介護保険事業運営委員会(部会有)	附	属	機	関	福長	寿社	社会立	改 策	部課	13	9	一非	公	部開	3

No.	名	称	1	<u>X</u>	分			事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	・非 ※1	公開	傍聴者数
56	養護老人ホーム指 委員会	定管理者選定評価	附	属	機	関	福長	寿 社	祉 : 会	政 策	部課	3	1	一非	公	部開	0
57	介護認定審査会	<b>※</b> 2	附	属	機	関	福長	寿	祉安	心	部課	12	-	非	公	開	-
58	介護予防実施貸付	事業者選定委員会	附	属	機	関	福長	寿	祉 安	心	部課	2	-	非	公	開	-
59	保健医療審議会(	(部会有)	附	属	機	関	健健	康康	医政	療策	部課	2	2	公		開	0
60	感染症診査協議会	÷ <b>※</b> 3	附	属	機	関	健保	康健	医予	療防	部課	12	-	非	公	開	-
61	予防接種健康被害	調査委員会	附	属	機	関	健保	康健	医予	療防	部課	1	-	非	公	開	-
62	公害健康被害認定	審査会	附	属	機	関	健保	康健	医予	療防	部課	9	-	非	公	開	-
63	小児慢性特定疾病	審査会	附	属	機	関	健母	康子	医保	療健	部課	0	-	非	公	開	-
64	国民健康保険運営	協議会	附	属	機	関	健保	康険	医給	療付	部課	2	2	公		開	1
65	こども審議会(部	3会有)	附	属	機	関	r J r J			未 来 策	部課	5	4	一非	公	部開	1
66	母子父子福祉セン 定評価委員会	ター指定管理者選	附	属	機	関	こ子		もった	未 来 合 付	部課	0	0	一非	公	部開	0
67	市営住宅指定管理	者選定評価委員会	附	属	機	関	都住	市計	画宅	推進	部課	0	0	一非	公	部開	0
68	住宅マスタープラ (部会有)	ン検討委員会	附	属	機	関	都住	市計	画宅	推進	部課	6	6	公		開	0
69	まちづくり委員会	•	附	属	機	関	都都	市計市	画計	推進画	部課	3	3	公		開	0
70	都市計画審議会		附	属	機	関	都都	市計市	画計	推進画	部課	3	3	一非	公	部開	0
71	建築審査会		附	属	機	関	都都	市計市	一 画 計	推 進 画	部課	4	4	一非	公	部開	0
72	開発審査会		附	属	機	関	都都	市計市	· 画 計	推 進 画	部課	1	1	一非	公	部開	0
73	都市景観・屋外広	告物審議会	附	属	機	関	都都	市計市	· 画 計	推 進 画	部課	3	3	一非	公	部開	0
74	都市景観行為規制	判定委員会	附	属	機	関	都都	市計市	· 画 計	推 進 画	部課	1	1	一非	公	部開	0

No.	名	称		区	分			事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	引・非公 <b>※</b> 1	公開	傍聴者数
75	公共事業再評価額	委員会	附	属	機	関	都都	市計市	画整	推 進 備	部課	0	0	公		開	0
76	ラブホテル建築共	規制審議会	附	属	機	関	都中	市計高層	· 画 建	推進調整	部課	0	-	非	公	開	1
77	中高層建築物等線	紛争あっせん委員会	そ(	の他	の会	議				推進調整		0	-	非	公	開	-
78	中高層建築物等線	<b>份争調停委員会</b>	附	属	機	関	都中	市計高層	· 画 建 築	推進調整	部課	0	-	非	公	開	-
79	地域公共交通協調	義会	附	属	機	関	都交	市通	基政	盤策	部課	1	1	公		開	2
80	バリアフリー推済	進協議会	附	属	機	関	都基	市盤	基整	盤備	部課	3	3	公		開	1
81	病院運営審議会		附	属	機	関	市事経	立 5	豊 <sup>5</sup> 務 企	中病画	院局課	2	2	公		開	1
82	上下水道事業運行	営審議会	附	属	機	関	上経経	下営	水営企	道画	局部課	2	2	公		開	2
83	豊中市教育委員会 務の点検及び評値	会の権限に属する事 西委員会	附	属	機	関	教教	育育	委総	員務	会課	3	3	公		開	0
84	豊中市教育振興詞	計画策定委員会	附	属	機	関	教教	育育	委総	員務	会課	0	0	公		開	0
85	社会教育委員会記	義	附	属	機	関	教社	育会	委教	員育	会課	2	2	公		開	0
86	文化財保護審議会	슾	附	属	機	関	教社	育会	委教	員育	会課	1	1	一非	公	部開	0
87	青少年自然の家技 委員会	指定管理者選定評価	附	属	機	関	教社	育会	委教	員育	会課	0	0	一非	公	部開	0
88	春日大社南郷目( 備委員会	代今西氏屋敷史跡整	附	属	機	関	教社	育会	委教	員育	会課	1	1	一非	公	部開	0
89	名勝西山氏庭園	呆存整備委員会	附	属	機	関	教社	育会	委教	員育	会課	3	3	一非	公	部開	0
90	公民館運営審議会	슾	附	属	機	関	教中	育央	委公	員民	会館	3	3	公		開	0
91	図書館協議会(語	部会有)	附	属	機	関	教事読	育書	委務振	員興	会局課	3	3	公		開	1
92	学校教育審議会		附	属	機	関	教学	育校	委教	員育	会課	2	2	公		開	2
93	学校医等公務災等	害補償認定委員会	附	属	機	関	教学	育校	委教	員育	会課	0	-	非	公	開	-

No.	名称	[	X.	分			事	務	局		開催 回数	うち 公開分	公開	・非2 ※1	公開	傍聴者数
94	小・中学校教科用図書選定委員会	附	属	機	関	教 学	育校	委教	員育	会課	0	1	非	公	開	-
95	豊中市学校運営協議会	附	属	機	関	教事学	育校	委務教	員育	会局課	3	3	公		開	5
96	いじめ防止等対策審議会	附	属	機	関	教児	育童	委生	員徒	会課	2	2	一非	公	部開	0
	附属機関				88						235	141				57
	その他の会議				8						13	10				9
	合計				96						248	151				66

- 注)
  ※1 介護給付費等支給審査会は、60回開催されていますが、1月毎に1回としています。
  ※2 介護認定審査会は、390回開催されていますが、1月毎に1回としています。
  ※3 感染症診査協議会は、24回開催されていますが、1月毎に1回としています。

# VI. 運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

〔委員名簿〕

(令和4年3月31日現在)

1212 111111							٠.	
役 職	氏 名	毦	業	•	役	職	等	備考
会 長	園 田 寿	7	さ 学	名	誉	教	授	
副会長	恩地 紀代子	ナ	<u> </u>	学	教	ζ	授	
委 員	井 上 典 之	J	さ 学	院	:	教	授	
"	加賀有津子	ナ	さ 学	院	:	教	授	
"	高 橋 明 男	7	学	院	:	教	授	
"	宮下 幾久子	Ŧ	2	護			士	
"	山 下 学	追	自合	豊中	副	議	長	令和3年8月23日まで
"	重 長 寿 典	追	自合	豊	中	議	長	令和3年8月24日から
"	谷口 佳以子	洕	1 費	者協	; 会	会	長	
"	東 能 久	育	五 会	議所	事	務理	事	
	細谷 正純	社	上会福	祉協	議会	副会	長	
IJ	佐藤 和代	J	、権	擁	護	委	員	令和4年2月28日まで (人権擁護委員は令和3年 12月31日まで)
11	笹 弘 文	4	5 民	(	公	募	)	令和3年8月23日まで
IJ	園 部 健 一	Ħ	ī 民	(	公	募	)	令和3年8月23日まで
IJ	小 林 武雄	Ħ	ī 民	(	公	募	)	令和3年8月24日から
IJ	山本 小五郎	Ħ	〕 民	(	公	募	)	令和3年8月24日から

○ 運営委員会は市民代表や学識経験者13人で構成(女性委員5人を含む。)され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

# (2) 運営委員会の開催状況(平成元年10月1日から令和4年3月31日まで)

元年度	8月31日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	9月12日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月22日	(第3回)	n
	12月25日	(第4回)	n
2年度	6月12日	(第5回)	n
	7月19日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月29日	(第7回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議及び運用状況
			の報告
3年度	7月24日	(第8回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議及び運用
			状況の報告
	11月 6日	(第1回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用
			等の審議
4年度	4月18日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	9月 2日	(第3回)	運用状況の報告
5年度	5月 8日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	7月29日	(第2回)	運用状況の報告
	10月 2日	(第3回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用
			等の審議
6年度	9月 1日	(第1回)	運用状況の報告
7年度	7月19日	(第1回)	運用状況の報告及び震災時の個人情報の取扱いの報告
	12月14日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用
			等の審議
8年度	4月 3日	(第1回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	6月28日	(第2回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
9年度	6月20日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用等の審議
	10月24日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	2月27日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
10年度	6月26日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用等の審議
	9月 4日	(第2回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及
			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	1月22日	(第3回)	市民課所管の住民票の写し等交付申請書に関する要綱及

			び個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月 1日	(第4回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
11年度	6月25日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用の審議
			当運営委員会の会議の公開について
	10月 8日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護条例に基づく目的外利用
			の審議
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	2月24日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			専門部会での審議状況について
12年度	6月21日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用の審議
	7月19日	(第2回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	9月29日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	10月27日	(第4回)	公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月26日	(第5回)	公文書の開示等に関する制度の見直しに伴う個人情報保
			護制度の改正について
	3月 6日	(第6回)	個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
13年度	5月30日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用の審議
	11月 7日	(第2回)	会長等の選出について
14年度	6月19日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用の審議
	11月 7日	(第2回)	個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
			住民基本台帳ネットワークシステムの豊中市の現状につ
			いて(関係担当課の職員から説明)
			豊中市情報公開条例の一部改正について
15年度	6月16日	(第1回)	運用状況の報告及び個人情報保護条例に基づく目的外利
			用の審議
	10月10日	(第2回)	会長等の選出及び個人情報保護制度の見直しについて
			豊中市水道情報システムについて
	3月23日	(第3回)	個人情報保護条例に基づく本人外収集についての審議
			専門部会の中間報告について
			豊中市文書館の施設見学
16年度	6月30日	(第1回)	運用状況の報告
			専門部会での審議状況について

	10月 4日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
	3月23日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議 個人情報保護制度の見直しについて
17年度	6月24日	(第1回)	運用状況の報告
	9月16日	(第2回)	会長等の選出について
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取
			扱いの審議
	10月28日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づくセンシティブ情報の取
			扱いの審議
	11月25日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月29日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
			個人情報保護条例の一部改正について
			行政データを活用した、同和問題の解決に向けた実態把
			握について
18年度	4月28日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
	6月21日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			運用状況の報告
	11月 8日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月22日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			情報公開制度における行政文書任意開示申出の取り扱い
			について
19年度	6月 8日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供等の審議
			運用状況の報告
	10月 4日	(第2回)	会長等の選出について
			豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
20年度	6月 2日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			運用状況の報告
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議
			グーグル社「ストリートビュー」について
	_ = -	(444	個人情報保護条例の一部改正について
21年度	7月 6日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議
	400.00	( hoho co )	運用状況の報告
	10月19日	(第2回)	会長等の選出について
			住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかか
			る本人告知制度について

			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	12月 9日	(第3回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	2月10日	(第4回)	防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
	3月23日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			防犯カメラによって撮影された個人情報の取扱いについて
22年度	6月23日	(第1回)	住民票の写し等の特定事務受任者による不正取得にかかる
			本人告知実施要領について
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
			運用状況の報告
	11月1日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	3月17日	( — )	豊中市個人情報保護条例に基づく苦情の申出に係る処理
	3月29日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
23年度	6月20日	( — )	住民票の写し等本人通知制度実施要綱について
			運用状況の報告
	10月5日	(第1回)	会長等の選出について
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
	3月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用等の審議
			安否確認事務について
24年度	7月3日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			運用状況の報告
	10月9日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	0.0.0.0	(fete o 🖂)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の報告
	3月18日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	a II o F II	( htt:	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
25年度	6月25日	(第1回)	運用状況の報告
	10月16日	(第2回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	3月10日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
	5月10日	(分3四)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			<b>賃権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて</b>
26年度	5月26日	(第1回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
	7月7日	(第2回)	運用状況の報告
	·/』· 日	(2 4 <del>2</del>   i=1/	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議

	7月28日	(第3回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
	9月5日	(第4回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
	10月20日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 マイナンバー制度にかかる特定個人情報保護評価の第三者 点検について
	1月23日	(第6回)	債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて
	1月23日	(第7回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検に ついて
	2月13日	(第8回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検について
	2月27日	(第9回)	住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検について
	3月26日	(第10回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集等の審議 債権の一元管理に関する個人情報の取り扱いについて 住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価書の第三者点検 について
27年度	7月6日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 行政不服審査法の改正に伴う豊中市情報公開条例及び豊中 市個人情報保護条例の改正について 運用状況の報告
	7月6日	(第2回)	個人住民税事務にかかる特定個人情報保護評価書の第三者 点検について
	3月31日	(第3回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
28年度	7月29日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正について 運用状況の報告
	12月26日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情 報の保護に関する法律等の改正について

29年度	5月15日	(第1回)	住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者 点検について 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情
	5月15日	(第2回)	報の保護に関する法律等の改正について 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者 点検について
	7月28日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 運用状況の報告
	11月8日	(第4回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
30年度	7月9日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の報告 運用状況の報告
	11月14日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
	2月20日	(第3回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 見守りカメラ等画像データの閉庁時における警察への提供 の具体的取扱いについて
31・令 和元年	4月19日	(第1回)	見守りカメラ等画像データの閉庁時における警察への提供 の具体的取扱いについて
度	6月12日	(第2回)	見守りカメラ等画像データの閉庁時における警察への提供 の具体的取扱いについて
	7月29日	(第3回)	見守りカメラ等画像データの閉庁時における警察への提供 の具体的取扱いについて
	7月31日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく本人への通知の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく本人への通知の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議 運用状況の報告
	11月6日	(第5回)	会長等の選出について 豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議 豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議

			見守りカメラ等画像データの閉庁時における警察への提供
			の具体的取扱いについて
	3月3日	(第6回)	豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
2年度	5月22日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
	6月12日	(第2回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
	6月12日	(第3回)	個人住民税事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点
			検について
	12月24日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
			運用状況の報告
	3月18日	(第5回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議
3年度	7月29日	(第1回)	豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の審議
	11月15日	(第2回)	会長等の選出について
			運用状況の報告
			子ども家庭支援情報の共有についての報告
	11月15日	(第3回)	予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検
			について
	2月8日	(第4回)	豊中市個人情報保護条例に基づく本人外収集の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく目的外利用の審議
			豊中市個人情報保護条例に基づく電子計算機接続の報告
			豊中市個人情報保護制度の見直しについて

豊中市個人情報保護条例に基づく外部提供の審議

計 112回開催

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

[委員名簿]

(令和4年3月31日現在)

役 職	氏 名	職業・役職	等 備 考
会 長	塩川茂	弁 護	+
会長代理	塩 野 隆 史	弁 護	+
委員	中 川 丈 久	大 学 院 教	授
"	前 田 雅 子	大 学 教	授
IJ	野 田 邦 子	弁 護	±

○ 情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。当審査会は、審査請求を審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。審査庁からの諮問により、審査請求に係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

# (4) 審査会の開催状況(平成元年10月1日から令和4年3月31日まで)

元年度	11月 9日	(第1回)	会長等の選出・制度の説明ほか
	12月 4日	(第2回)	審議の進め方の打合わせ
2年度	8月30日	(第3回)	制度の運用状況の報告
	3月 6日	(第4回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
3年度	4月 1日	(第5回)	空港対策課所管の異議申立てに関する審査
	4月 5日	(第6回)	審査会の運営について(手続きの打合わせ)
	5月 8日	(第7回)	空港対策課所管の異議申立て及び教育委員会所管の指導
			要録の審査請求に関する審査
	5月23日	(第8回)	n
	6月10日	(第9回)	n
	7月15日	(第10回)	空港対策課所管の異議申立ての答申の取りまとめ及び教
			育委員会の指導要録に関する審査
	11月 5日	(第1回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	11月25日	(第2回)	<i>y</i>
	12月 2日	(第3回)	" (審査請求人による意見陳述)
	12月27日	(第4回)	" (実施機関による口頭説明)
	2月27日	(第5回)	教育委員会所管の指導要録に関する審査
	3月21日	(第6回)	n
4年度	5月12日	(第7回)	教育委員会所管の指導要録に関する答申案の検討
	5月26日	(第8回)	n
	6月29日	(第9回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査
	7月28日	(第10回)	n
	8月24日	(第11回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異
			議申立てに関する審査
	9月 4日	(第12回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する審査(異議申立
			人による意見陳述及び実施機関による口頭説明) ほか
	12月25日	(第13回)	総務部総務課所管の異議申立て及び空港周辺整備室の異
			議申立てに関する審査
	1月19日	(第14回)	n
	2月 8日	(第15回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する異議申立人に
			よる意見陳述及び実施機関による口頭説明
	2月17日	(第16回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討及
			び空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
	3月12日	(第17回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
5年度	4月 9日	(第1回)	n

	4月27日	(第2回)	空港周辺整備室所管の異議申立てに関する審査
	5月12日	(第3回)	" 答申案の検討
	6月 7日	(第4回)	住宅対策課及び教育委員会総務課による公文書の説明等
	6月22日	(第5回)	学校保健課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月 5日	(第6回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の
			意見陳述
	7月22日	(第7回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説
			明及び監査委員事務所管の局異議申立てに関する答申案
			の検討
	8月 4日	(第8回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口
			頭説明及び答申案の検討
	8月25日	(第9回)	監査委員事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	9月 6日	(第10回)	II
	10月 4日	(第11回)	II
	10月21日	(第12回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する審査
	11月11日	(第13回)	住宅対策課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	12月 3日	(第14回)	II
	12月13日	(第15回)	II
	1月18日	(第16回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	2月14日	(第17回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する答申案の検討
	3月 9日	(第18回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する異議申立人の意
			見陳述
6年度	4月22日	(第1回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する実施機関の口頭
			説明
	5月18日	(第2回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査
	6月 8日	(第3回)	指導課所管の審査請求に関する異議申立人の意見陳述及
			び実施機関の口頭説明
	6月24日	(第4回)	市議会事務局所管の異議申立てに関する審査及び指導課
			所管の審査請求に関する審査
	7月19日	(第5回)	指導課所管の審査請求に関する審査
			学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の
			取扱いについて
	8月29日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
			学校保健課所管の中止請求の不受理に対する審査請求の
			取扱いについて
	10月 7日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
			1 実施機関の口頭説明

	10月24日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する審査
	11月 2日	(第9回)	n .
	11月22日	(第10回)	n .
	3月 8日	(第11回)	審査会の運営について
7年度	4月12日	(第1回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭
			説明
	4月17日	(第2回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する異議申立人の意
			見陳述及び審査
	5月15日	(第3回)	総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の検討
	5月30日	(第4回)	同和対策室所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説
			明及び総務部総務課所管の異議申立てに関する答申案の
			検討
	6月12日	(第5回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する不服申立人の意見陳述
	6月28日	(第6回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	7月25日	(第7回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する実施機関の口頭説明
	8月 2日	(第8回)	同和教育室所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
			及び同和対策室所管の異議申立てに関する審査
	12月18日	(第9回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	12月28日	(第10回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	1月16日	(第11回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	2月 7日	(第12回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	2月23日	(第13回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する審査
	3月26日	(第14回)	同和対策室所管の異議申立て及び同和教育室所管の審査
			請求に関する答申案の検討
8年度	6月18日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月13日	(第2回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに
			関する審査
	8月27日	(第3回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに
		·····	関する審査
			12 m / m   m   m   m   m   m   m   m   m

		9月30日	(第4回)	市民課所管の異議申立て及び財政課所管の異議申立てに関する審査
		11月29日	(第5回)	財政課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
				及び実施機関の口頭説明
		12月27日	(第6回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
		2月 5日	(第7回)	財政課所管の異議申立てに関する審査
		3月 7日	(第8回)	財政課所管の異議申立てに関する答申案の検討
_	9年度	4月15日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
		6月10日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
		8月 8日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
		11月 5日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
		12月17日	(第5回)	市民課所管の異議申立てに関する答申案の検討
		1月21日	(第6回)	指導課所管の審査請求に関する審査
		2月25日	(第7回)	指導課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
_		3月20日	(第8回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
	10年度	4月14日	(第1回)	指導課所管の審査請求に関する答申案の検討
		11月27日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する審査
		1月29日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異
				議申立てに関する審査
		3月 2日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部工務課所管の異
_				議申立てに関する審査
	11年度	6月11日	(第1回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管
				の異議申立てに関する実施機関の口頭説明
				当審査会の会議の公開について
		7月16日	(第2回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管
				の異議申立てに関する答申案の検討
		8月11日	(第3回)	生活福祉課所管の異議申立て及び土木部道路管理室所管
				の異議申立てに関する答申案の検討
		8月31日	(第4回)	生活福祉課所管の異議申立てに関する答申案の検討
		11月 4日	(第5回)	会長等の選出・制度の見直しについて
_		3月27日	(第6回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する審査
	12年度	5月 2日	(第1回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所
				管の異議申立てに関する審査
		7月 4日	(第2回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び下水道建設課所
				管の異議申立てに関する審査
		7月27日	(第3回)	下水道建設課所管の異議申立てに関する実施機関の口頭
				説明

			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	8月29日	(第4回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する実施機関の
			口頭説明及び下水道建設課所管の異議申立てに関する審
			查
	10月16日	(第5回)	まちづくり支援課所管の異議申立て及び教職員課所管の
			審査請求に関する審査
	11月28日	(第6回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検
			討及び教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭
			説明
			公文書の開示等に関する制度の見直しについて
	1月31日	(第7回)	まちづくり支援課所管の異議申立てに関する答申案の検
			討及び教職員課所管の審査請求に関する審査
13年度	4月19日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
	5月22日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述
	6月18日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する実施機関の口頭説明
	7月19日	(第4回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	9月 7日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
	11月 5日	(第6回)	会長等の選出について
14年度	未開催		
15年度	4月25日	(第1回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	6月20日	(第2回)	II
	7月10日	(第3回)	リ 異議申立人の意見陳述
			及び実施機関の口頭説明
	8月 7日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月29日	(第5回)	n
	9月29日	(第6回)	n
	11月 5日	(第7回)	会長等の選出について
			市民課所管の異議申立てに関する審査並びに経営企画課
			所管の審査請求及び給水課所管の審査請求に関する審査
	12月24日	(第8回)	市民課所管の異議申立てに関する審査及び給水課所管の
			審査請求に関する審査
	2月13日	(第9回)	給水課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳述及
			び実施機関の口頭説明
16年度	4月 5日	(第1回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
			水道局給水課所管の審査請求に関する審査
	5月10日	(第2回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する異議申立人
			による意見陳述の聴取

### 水道局給水課所管の審査請求に関する審査

	6月15日	(第3回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する実施機関に
			よる口頭説明の聴取及び異議申立人による意見陳述の聴
			取
	7月29日	(第4回)	市民生活部市民課所管の異議申立てに関する審査
	8月20日	(第5回)	n
17年度	11月28日	(第1回)	会長等の選出について
			水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第2回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査請求人の
			意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月24日	(第3回)	水道局水道総務課所管の審査請求に関する審査
18年度		未開催	
19年度	10月17日	(第1回)	会長等の選出について
			市民課所管の異議申立てに関する審査
	12月 4日	(第2回)	市民課所管の異議申立てに関する異議申立人の意見陳述
			の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	1月28日	(第3回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
			学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
	2月29日	(第4回)	市民課所管の異議申立てに関する審査
			学校保健給食課所管の審査請求に関する審査
20年度	7月 1日	(第1回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳
			述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	9月22日	(第2回)	学校給食課所管の審査請求に関する審査
21年度	5月11日	(第1回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査請求人の意見陳
			述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	6月30日	(第2回)	企画政策室所管の審査請求に関する審査
	10月19日	(第3回)	会長等の選出について
			情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関
			する審査
	3月 2日	(第4回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関
			する異議申立人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説
			明の聴取

22年度	4月20日	(第1回)	情報公開課及び教育総務室総務課所管の異議申立てに関
			する審査
	8月 5日	(第2回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管
			の異議申立てに関する審査
	10月 5日	(第3回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管
			の異議申立てに関する審査
	1月25日	(第4回)	情報公開課所管の異議申立て及び教育総務室総務課所管
			の異議申立てに関する審査
23年度	5月16日	(第1回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所
			管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関
			する審査
	8月17日	(第2回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所
			管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関
			する審査
	9月16日	(第3回)	環境センター中部事業所、南部事業所及び北部事業所所
			管の異議申立て並びに納税管理課所管の異議申立てに関
			する実施機関の口頭説明の聴取
24年度	未開催		
25年度	6月18日	(笠1同)	亡却亡時期の田洋由去マル明十7余木
20千尺	0月10日	(第1回)	広報広聴課の異議申立てに関する審査
20千尺	8月21日	(第2回)	ム報広聴課の英議中立 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
20十尺			
20千尺	8月21日	(第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
20 77 /2	8月21日	(第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について
20 77 /2	8月21日	(第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
20 77 /2	8月21日 10月28日	(第2回)(第3回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
20 77 /2	8月21日 10月28日	(第2回)(第3回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
20 77 /2	8月21日 10月28日	(第2回)(第3回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査
20 7 12	8月21日 10月28日 1月16日	(第2回) (第3回) (第4回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
20 77 8	8月21日 10月28日 1月16日	(第2回) (第3回) (第4回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査
26年度	8月21日 10月28日 1月16日	(第2回) (第3回) (第4回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 会長等の選出について 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 福祉事務所所管の異議申立てに関する審査 教職員室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 教育総務室所管の審査請求に関する審査 被育総務室所管の審査請求に関する審査 が可能取及び処分庁の口頭説明の聴取
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査請求に関する審査請求に関する審査請求に関する審査請求に関する審査
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査請求に関する審査請求と関する審査請求と関する審査。 述の聴取及び処分庁の口頭説明の聴取福祉事務所所管の異議申立てに関する審査
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査諸求に関する審査教育総務室所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査諸求に関する審査を必要がある。 本の聴取及び処分庁の口頭説明の聴取福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日 4月4日 4月30日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第1回) (第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査
	8月21日 10月28日 1月16日 3月4日 4月4日 4月30日	(第2回) (第3回) (第4回) (第5回) (第1回) (第2回)	福祉事務所所管の異議申立てに関する審査会長等の選出について福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査福祉事務所所管の異議申立てに関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の異議申立てに関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教職員室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査教育総務室所管の審査請求に関する審査

	8月1日	(第5回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査
			教職員室所管の審査請求に関する審査
	9月25日	(第6回)	教育総務室所管の審査請求に関する審査
			教職員室所管の審査請求に関する審査
27年度	8月21日	(第1回)	上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する審
			查
			上下水道局水道維持課所管の審査請求に関する審査
	1月29日	(第2回)	上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する審
			査請求人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴
			取
			上下水道局水道維持課所管の審査請求に関する審査請求
			人の意見陳述の聴取及び実施機関の口頭説明の聴取
	3月22日	(第3回)	上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する答
			申案の検討
			上下水道局水道維持課所管の審査請求に関する答申案の
			検討
28年度	未開催		
29年度	10月25日	(第1回)	交通政策課所管の審査請求に関する審査
			上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する審
			查
			道路管理課所管の審査請求に関する審査
	1月19日	(第2回)	交通政策課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する口
			頭意見陳述の聴取
			道路管理課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			道路管理課所管の審査請求に関する審査
	3月22日	(第3回)	交通政策課所管の審査請求に関する審査
			上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する答
			申案の検討
			道路管理課所管の審査請求に関する答申案の検討
			道路管理課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			学校教育課所管の審査請求に関する審査
30年度	5月22日	(第1回)	交通政策課所管の審査請求に関する審査
			上下水道局給排水サービス課所管の審査請求に関する答
			申案の検討
			道路管理課所管の審査請求に関する答申案の検討
			道路管理課所管の審査請求に関する答申案の検討

			学校教育課所管の審査請求に関する審査
	9月10日	(第2回)	交通政策課所管の審査請求に関する審査
			学校教育課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			児童生徒課所管の審査請求に関する審査
			市民課所管の審査請求に関する審査
	11月19日	(第3回)	交通政策課所管の審査請求に関する審査
			学校教育課所管の審査請求に関する審査
			児童生徒課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			市民課所管の審査請求に関する審査
			建築審査課所管の審査請求に関する審査
	1月9日	(第4回)	交通政策課所管の審査請求に関する答申案の検討
			市民課所管の審査請求に関する答申案の検討
	3月4日	(第5回)	学校教育課所管の審査請求に関する答申案の検討
			児童生徒課所管の審査請求に関する審査
			建築審査課所管の審査請求に関する審査
31 · 令	4月22日	(第1回)	学校教育課所管の審査請求に関する答申案の検討
和元年			児童生徒課所管の審査請求に関する答申案の検討
度			建築審査課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
	5月30日	(第2回)	児童生徒課所管の審査請求に関する答申案の検討
			建築審査課所管の審査請求に関する答申案の検討
	10月10日	(第3回)	会長等の選出について
	11月19日	(第4回)	秘書課所管の審査請求に関する審査
	2月20日	(第5回)	秘書課所管の審査請求に関する審査
			人権政策課所管の審査請求に関する審査
	3月27日	(第6回)	秘書課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			人権政策課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
2年度	7月14日	(第1回)	秘書課所管の審査請求に関する答申案の検討
			人権政策課所管の審査請求に関する答申案の検討
			資産管理課所管の審査請求に関する審査
	9月24日	(第2回)	資産管理課所管の審査請求に関する答申案の検討
			人権政策課所管の審査請求に関する審査
	11月19日	(第3回)	人権政策課所管の審査請求に関する審査
			児童生徒課所管の審査請求に関する審査
	12月22日	(第4回)	人権政策課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			福祉指導監査課所管の審査請求に関する審査
	2月16日	(第5回)	人権政策課所管の審査請求に関する答申案の検討
			児童生徒課所管の審査請求に関する答申案の検討

			福祉指導監査課所管の審査請求に関する審査
	3月25日	(第6回)	児童生徒課所管の審査請求に関する答申案の検討
			教職員課所管の審査請求に関する審査
			教育センター所管の審査請求に関する審査
3年度	5月10日	(第1回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
			教育センター所管の審査請求に関する審査
	6月21日	(第2回)	教職員課所管の審査請求に関する審査
			教育センター所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴
			取
	8月30日	(第3回)	教職員課所管の審査請求に関する口頭意見陳述の聴取
			教育センター所管の審査請求に関する答申案の検討
	10月7日	(第4回)	会長等の選出について
			教職員課所管の審査請求に関する審査
			教育センター所管の審査請求に関する答申案の検討
	12月8日	(第5回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
			建築安全課所管の審査請求に関する審査
	2月14日	(第6回)	教職員課所管の審査請求に関する答申案の検討
			建築安全課所管の審査請求に関する答申案の検討
			基盤管理課所管の審査請求に関する審査
			監査委員事務局所管の審査請求に関する審査

計 183回開催

### VII. 資料

(1) 豊中市情報公開条例

公布	平成13年	4月 2日	条例第28号
沿革	平成15年	4月 1日	条例第 9号
	平成16年	3月25日	条例第 1号
	平成17年	4月 1日	条例第19号
	平成19年	3月23日	条例第 1号
	平成19年	3月30日	条例第 8号
	平成20年	3月26日	条例第 3号
	平成22年	12月22日	条例第33号
	平成24年	9月28日	条例第46号
	平成26年	12月19日	条例第54号
	平成27年	9月29日	条例第54号
	平成28年	3月24日	条例第 4号

豊中市公文書の開示等に関する条例(平成元年豊中市条例第5号)の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 行政文書の開示 (第5条 第17条)

第3章 審査請求に係る手続(第17条の2-第20条)

第4章 情報公開の総合的な推進(第21条 第24条)

第5章 補則 第25条 第28条

附則

### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的が推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市(以下「市」という。)の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もって市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
  - (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
    - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)
    - ウ 実施機関が、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理しているもの(実施機関の責務)
- 第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしな

ければならない。

利用者の責務

**第4条** この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に 努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

#### 第2章 行政文書の開示

(開示請求権者等)

- 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示(第6号に掲げるものにあっては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。)を請求することができる。
  - (1) 市の区域内に住所を有する者
  - (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
  - (5) 市税の納税義務者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があった場合においても、行政文書の開示に 努めるものとする。

(開示請求の手続)

- 第6条 前条第1項の規定による開示の請求 (以下「開示請求」という。) は、次に掲げる事項を記載した請求書 (以下「開示請求書」という。) を実施機製に提出してしなければならない。
  - (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び注所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
  - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。) に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者 に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当刻情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利用益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公こされ、又は公こすることが予定されている情報
    - イ 人の生命、健康、生活又は排産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
    - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人)通り法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。),独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当対情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - (2) 法人その他の団体 (国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人

- 等又は当該個人の権利、競争上の地立その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。) の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該 事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にする おそれ又は彰法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟と係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
  - オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は根産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 公ごすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (7) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により公にすることができない情報 (部分開示)
- 第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報 (特定の個人を識別することができるものに限る。) が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

- 第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(第7条第7号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により第7条第1号に掲げる情報を開示しようとする場合には、豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号)の趣旨を勘案し、個人の権利用益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

(行政文書の存否に関する情報)

- 第10条 開示請求に対し、当該用示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該用示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する決定等)
- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、 速やかに、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、直ちに開示 請求に係る行政文書の全部を開示するときは、この限りでない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その

旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

- 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日 (第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数) 以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第14条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、 当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する 機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判別しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の掲出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を掲出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を掲出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。
- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその

- 種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付 (電磁が記録にあっては市規則で定める方法を含む。) 以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるとき は、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により 行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧 又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。 (費用負担)
- 第16条 行政文書の開示に係る手数料は、 徴収しないものとする。
- 2 開示請求に係る行政文書(前条第3項に規定する行政文書を複写したもの及び電磁が記録にあっては同条第2項の市規 則で定める方法によるものを含む。)の写し等の交付を受けるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担し なければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。(他の制度との課題)
- 第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている 行政文書にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間 内に限る。)と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 審査請求に係る手続

(審理員による審理手続の適用除外)

第17条の2 開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

- 第18条 開示決定等について行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査行は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅帯なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。
  - (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
  - (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の 写しを添付してしなければならない。

諮問をした旨の通知

- 第19条 前条第1項の規定により諮問をした審査方は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人 (行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)
  - (2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開の総合的な推進

(実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実)

- 第21条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。 (情報の公表及び提供等)
- 第22条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに 応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第7条各号に掲げる情報に該当するときを除く。
  - (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
  - (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関その他市政軍営上の意見聴取等を行うため実施機関が設置した会議(実施機関の職員のみで構成されるものを除く。) (以下「附属機関等」という。) の答申書, 提言書その他これらに類するもの及び会議録がびに当該が個属機関等への提出資料
  - (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。
- 4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定に基づき情報の提供として行政文書の写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

- **第23条** 附属機関等の会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。
  - (1) 不開示情報が含まれる事項こついて調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
  - (2) 物理が成功書行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合(出資法人の情報公開)
- 第24条 市が出資する法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。 第5章 補則

(行政文書の管理)

- 第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。
- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

- 第26条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。 (運用状況の公表)
- 第27条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。 (委任)
- 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
  - [平成13年9月規則第68号により、平成13年10月1日から施行
- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、議会が保有している行政文書については、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定により、現こなされている公文書の開示の請求(以下「旧請求」という。)は、新条例第6条第1項の規定による開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第13条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされ

ている諮問(以下「旧諮問」という。)は、新条例第18条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

- 5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の目前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 6,7 他の条例の一部改正 略

附 則 (平成15年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号ウの改正規定(「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年4月1日条例第19号抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17年9月規則第53号により、平成17年10月1日から施行]

附 則 (平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第8号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第3号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日条例第33号抄)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 以下略

附 則 (平成24年9月28日条例第46号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日条例第54号抄)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊中市個人情報保護条例第20条の改正規定及び第3条の規定 公布の日

附 則 (平成28年3月24日条例第4号抄)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例、豊中市個人情報保護条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後によされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る審査情報について適用し、同日前になされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 他の条例の一部改正 [略]

### (2) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成17年 4月 1日 条例第19号 沿革 平成18年 3月31日 条例第 7号 平成19年 3月23日 条例第 1号 平成19年 3月30日 条例第 8号 平成20年 3月26日 条例第 3号 平成21年 4月 1日 条例第18号 平成22年12月22日 条例第33号 平成27年 9月29日 条例第54号 平成28年 3月24日 条例第 1号

豊中市個人情報保護条例(平成元年豊中市条例第6号)の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 実施機関における個人情報の取扱い
  - 第1節 収集等の一般的制限(第6条)
  - 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等(第7条-第11条の3)
  - 第3節 個人情報の利用及び提供(第12条-第16条)
- 第3章 個人情報ファイル (第17条)
- 第4章 自己情報の開示等
  - 第1節 自己情報の開示請求 (第18条 第31条)
  - 第2節 訂正,削除等の請求(第32条-第50条)
- 第5章 苦情処理及び救済手続(第51条―第54条)
- 第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第55条―第58条)
- 第7章 雑則 (第59条—第62条)
- 第8章 罰則(第63条—第69条)

附則

## 第1章 総則

(目的)

- **第1条** この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 市長,教育委員会,選挙管理委員会,公平委員会,監査委員,農業委員会,固定資産評価審査委員会,上下水道事業管理者,病院事業管理者,消防長及び議会をいう。
  - (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
  - (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
  - (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
  - (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
  - (6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって,次に掲げるものをいう。

- ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (8) 指定管理者 市が、公の施設の管理を行わせるため地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 4条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。
- (9) 指定管理者保有個人情報 指定管理者が行う当該公の施設の管理業務(以下「指定管理業務」という。)に従事する者が当該指定管理業務に関して作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理業務に従事する者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次のア又はイに掲げるものを除く文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

ア 指定管理者が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報,白書,新聞,雑誌,書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの(アに掲げるものを除く。)

(実施機関の役割)

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとと もに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

**第4条** 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用除外)

- 第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。
  - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条(第2号を除く。)に規定する個人情報
  - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - (3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

第1節 収集等の一般的制限

(収集等の一般的制限)

- **第6条** 実施機関は、個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。
- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用してはならない。ただし、法令若しく は条例(以下「法令等」という。)に定めのあるとき又は実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運 営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合で あって、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。
  - (1) 思想,信条及び宗教に関する個人情報
  - (2) 社会的身分, 門地, 犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 第2節 個人情報の収集及び安全確保の措置等

(収集方法の制限)

- **第7条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)及び内容を明らかにし、本人から直接収集しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから 個人情報を収集することができる。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めのあるとき。
  - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
  - (4) 人の生命,身体又は財産に対する危険を避けるため,緊急やむを得ないとき。
  - (5) 所在不明,精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により,本人から収集することが困難であるとき。
  - (6) 争訟,指導,相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

- (7) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集 したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなけれ ばならない。
- 4 本人又はその代理人による法令,条例,規則等に基づく申請,届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは,第1項の規定による収集がなされたものとみなす。 (安全確保の措置等)
- **第8条** 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の保有個人情報の適正な管理 のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。
- 3 実施機関は、保有又は利用の必要がなくなった保有個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄、 消去その他の適切な措置を講じなければならない。 (職員等の義務)
- **第9条** 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。

(処理委託に係る安全確保の措置等)

- 第10条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、 当該処理業務(以下「受託業務」という。)に係る個人情報の保護について、第8条第1項に規定する 実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため、受託者に対し、受託業務に係る保有個人情報の適正な 維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の義務)

第11条 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理業務に係る安全確保の措置等)

- 第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者保有個人情報の保護を図るため、指定管理者に対し、指定管理者保有個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(指定管理者等の義務)

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3節 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

- 第12条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条、第13条及び第31条に おいて同じ。)を当該実施機関の内部において利用目的以外の目的のために利用(以下「目的外利用」 という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。
  - (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等に定めのあるとき。
  - (3) 当該保有個人情報が公知のものであるとき。
  - (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。
  - (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
  - (6) 実施機関が委員会の意見を聴いて,市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、第2項第4号から第6号までの規定に該当することにより保有個人情報を目的外利用し、 又は外部提供したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に 通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定により保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、市規則で 定める事項を記録しておかなければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

- 第13条 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。
- 2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報 が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めたとき又はそのおそれがあると認めた ときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(外部提供を受けた者等の義務)

**第14条** 第12条第2項の規定により外部提供を受けたものは、当該外部提供を受けた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第14条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を目的外利用することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定に該当することにより保有特定個人情報を目的外利用したとき(本人の同意がある場合を除く。)は、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により保有特定個人情報を目的外利用したときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

(保有特定個人情報の外部提供の制限)

**第14条の3** 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を 外部提供してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

- 第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等に定めのあるとき又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法 第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。以下同じ。)があるとき。
  - (2) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めたとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

**第16条** 実施機関は、前条ただし書の規定により電子計算機が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル)

- **第17条** 実施機関は、個人情報ファイルを設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。
  - (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルの利用目的
  - (3) 記録する個人情報の項目
  - (4) 記録の対象となる個人の範囲
  - (5) 記録する個人情報の収集方法
  - (6) その他市規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - (1) 特定の事務の処理に付随する資料等の送付又は連絡のために利用する簡易な個人情報ファイルであって,送付又は連絡の相手方の氏名,住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録したもの
  - (2) 試験的又は一時的に用いるもの
  - (3) 実施機関が使用者として職員の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録したもの
  - (4) 前3号に準ずるものとして市規則で定めるもの
- 3 実施機関は、第1項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。
- 5 市長は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

第4章 自己情報の開示等

### 第1節 自己情報の開示請求

(開示請求権)

- **第18条** 何人も,実施機関に対し,当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、本人の同意を得なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求を することができる。
  - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
  - (2) 死者の配偶者,子及び父母(以下「配偶者等」という。)であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては,当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報
  - (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務 に関する情報
  - (4) 前3号に掲げる者のほか,実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を 聴いて認めた範囲の情報

(開示請求の手続)

- **第19条** 開示請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した 請求書を実施機関に提出して行わなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、開示請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、保有特定個人情報の開示請求を除き、本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。
- 5 実施機関は、保有特定個人情報の開示請求にあっては、代理人による開示請求を認めるものとする。 (自己情報の開示義務)
- **第20条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。
  - (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項、第22条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
  - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名,生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより,開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが,開示することにより,なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし,次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている 情報
  - イ 人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。),独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法

(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって,開示することにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし,人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市の機関並びに国,独立行政法人等,他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議,検討又は協議に関する情報であって,開示することにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるお それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれ があるもの
  - ア 監査,検査,取締り,試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し,正確な事実の把握を 著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし,若しくはその発見を著し く困難にするおそれ
  - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著 しく害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ
  - オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立 行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報
- (8) 法令等の規定により,又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報

(部分開示)

- **第21条** 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開 示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除い た部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (裁量的開示)
- **第22条** 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報(第20条第8号に掲げる情報を除く。) が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己 情報を開示することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により第20条第2号に掲げる情報を開示しようとする場合には、開示請求者以外の個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。 (開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)
- **第23条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

**第24条** 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。 (開示決定等の期限)
- **第25条** 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に開示決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があったものとみなすことができる。 (開示決定等の期限の特例)
- 第26条 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日(第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限
- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 開示請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が開示決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について不開示決定があったものとみなすことができる。
  - (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- **第27条** 開示請求に係る自己情報に市,国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって,当該情報が第20 条第2号イ,同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められると き。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第22条第1項の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。(開示の実施)
- **第28条** 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。
- 2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付(電磁的記録にあっては市規則で定める方法を含む。)以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるとき

は、これに応じるよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、当該自己情報が記録されている行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第21条の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。 (開示請求の特例)
- **第29条** 実施機関があらかじめ定める保有個人情報については、第19条の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。
- 2 前項の規定により開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、当該実施機関に対し、開示 請求に係る自己情報の本人であること(第18条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に 係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第24条及び前条の規定にかかわらず、 当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。 (費用負担)
- 第30条 自己情報の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。
- 2 開示請求に係る自己情報が記録されている行政文書(第28条第3項に規定する行政文書を複写した もの及び電磁的記録にあっては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。)の写し等の交付 を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

(他の制度との調整)

第31条 この節の規定は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し閲覧、縦覧等又は謄本、 抄本等の交付が認められている保有個人情報にあっては、当該法令又は当該他の条例が定める方法(開 示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)と同一の方法による開示については、 適用しない。

第2節 訂正,削除等の請求

(訂正請求権)

- 第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の事実に関する事項に誤りがある と思料するときは、その訂正を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して法令又は 他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として訂正請求を することができる。
  - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
  - (2) 死者の配偶者等であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報 及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関 する情報並びに死者の相続人である場合にあっては,当該死者から相続を原因として取得した権利義 務に関する情報
  - (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務 に関する情報
  - (4) 前3号に掲げる者のほか,実施機関が委員会の意見を聴いて訂正請求を認めた者 委員会の意見を 聴いて認めた範囲の情報

(訂正請求の手続)

- **第33条** 訂正請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した 請求書を実施機関に提出して行わなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 請求の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を添付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、訂正 請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る 自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正

請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

- 5 実施機関は、保有特定個人情報の訂正請求を除き、本人が訂正請求をすることが著しく困難であると 認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で定め るところにより、代理人による訂正請求を認めることができる。
- 6 実施機関は、保有特定個人情報の訂正請求にあっては、代理人による訂正請求を認めるものとする。 (利用及び外部提供の停止)
- **第34条** 実施機関は、訂正請求があったときは、第37条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用 又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な 職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の訂正義務)

第35条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

- **第36条** 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該訂正請求を拒否することができる。 (訂正請求に対する決定等)
- **第37条** 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、 訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき(前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、訂正をしない旨の決定をし、 訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。 (訂正決定等の期限)
- 第38条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起 算して30日以内にしなければならない。ただし、第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあ っては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等をすることができないときは、訂正請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 訂正請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に訂正決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第39条 訂正請求に係る自己情報が著しく大量であるため,訂正請求があった日から起算して60日(第33条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては,60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて訂正決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には,前条第1項及び第2項の規定にかかわらず,実施機関は,訂正請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし,残りの自己情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において,実施機関は,同条第1項に規定する期間内に,訂正請求者に対し,次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの自己情報について訂正決定等をする期限
- 2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 訂正請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が訂正決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第37条第2項の規定による自己情報の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(訂正の実施)

- **第40条** 実施機関は、第37条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る自己情報の 訂正をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の訂正を行ったときは、その旨を訂正請求者に通知しなけれ

ばならない。

(外部提供先への通知)

第41条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の外部提供を受けたもの(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削除等請求権)

- **第42条** 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報(情報提供等記録に係る自己情報 を除く。以下この条から第50条までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料すると きは、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の削除、利用若しくは目 的外利用の中止又は外部提供の中止(以下「削除等」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 第6条の規定に違反して収集され、保有され、若しくは利用されているとき、第7条の規定に違反して収集されているとき、第12条若しくは第14条の2の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の削除又は利用若しくは目的外利用の中止
  - (2) 第12条又は第14条の3の規定に違反して外部提供され,又はされようとしているとき 当該自己情報の外部提供の中止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による削除等の請求(以下「削 除等請求」という。)をすることができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として削除等請求 をすることができる。
  - (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
  - (2) 死者の配偶者等であった者(前号に該当する者を除く。) 当該死者の疾病又は死亡に関する情報 及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関 する情報並びに死者の相続人である場合にあっては,当該死者から相続を原因として取得した権利義 務に関する情報
  - (3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務 に関する情報
  - (4) 前3号に掲げる者のほか,実施機関が委員会の意見を聴いて削除等請求を認めた者 委員会の意見 を聴いて認めた範囲の情報

(削除等請求の手続)

- **第43条** 削除等請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。
  - (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 請求の趣旨及び理由
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 前項の場合において、削除等請求をする者は、市規則で定めるところにより、実施機関に対し、削除 等請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による削除等請求にあっては、削除等請求 に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、削除等請求をした者(以下「削除等請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、削除等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、保有特定個人情報の削除等請求を除き、本人が削除等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、市規則で 定めるところにより、代理人による削除等請求を認めることができる。
- 5 実施機関は、保有特定個人情報の削除等請求にあっては、代理人による削除等請求を認めるものとする。

(利用及び外部提供の停止)

第44条 実施機関は、削除等請求があったときは、第47条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当

な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(自己情報の削除等義務)

**第45条** 実施機関は、削除等請求があった場合において、当該削除等請求に理由があると認めるときは、 当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該削除等請求に係る 自己情報の削除等をしなければならない。ただし、当該自己情報の削除等をすることにより、当該自己 情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め られるときは、この限りでない。

(削除等請求に係る自己情報の存否に関する情報)

- **第46条** 削除等請求に対し、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をするか否かを答えるだけで、不 開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該削除等請求を拒否することができる。 (削除等請求に対する決定等)
- **第47条** 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部又は一部の削除等をするときは、その旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をしないとき(前条の規定により削除等請求を拒否するとき及び削除等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、削除等をしない旨の決定をし、削除等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の削除等をする旨の決定又は前項の決定をした旨の 通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。 (削除等決定等の期限)
- 第48条 前条第1項及び第2項の決定(以下「削除等決定等」という。)は、削除等請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に削除等決定等をすることができないときは、削除等請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 削除等請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)内に削除等決定等をしないときは、前条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(削除等決定等の期限の特例)

- 第49条 削除等請求に係る自己情報が著しく大量であるため、削除等請求があった日から起算して60日(第43条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、60日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて削除等決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、削除等請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に削除等決定等をし、残りの自己情報については相当の期間内に削除等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、削除等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの自己情報について削除等決定等をする期限
- 2 削除等請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る自己情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 削除等請求者は、第1項第2号に規定する期限までに実施機関が削除等決定等をしないときは、同号の残りの自己情報について第47条第2項の規定による自己情報の全部の削除等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(削除等の実施)

- **第50条** 実施機関は、第47条第1項の決定をしたときは、速やかに、当該削除等請求に係る自己情報の削除等をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により自己情報の削除等を行ったときは、その旨を削除等請求者に通知しなければならない。

第5章 苦情処理及び救済手続

(苦情処理)

- **第51条** 何人も,実施機関における自己に関する個人情報の取扱いについて苦情があるときは,市規則で定めるところにより,当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)があったときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正

措置を講じなければならない。

4 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講じるときを除き、委員会の 意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審理員による審理手続の適用除外)

- 第51条の2 開示決定等, 訂正決定等又は削除等決定等に係る審査請求については, 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第9条第1項ただし書の規定により, 同項本文の規定は, 適用しない。 (審査会への諮問等)
- 第52条 開示決定等, 訂正決定等又は削除等決定等について行政不服審査法の規定に基づく審査請求が あったときは, 当該審査請求に係る審査庁は, 次の各号のいずれかに該当する場合を除き, 遅滞なく, 豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し, その議を経て, 当該審査請求に対する裁決を行わなけ ればならない
  - (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
  - (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第54条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
  - (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等(訂正請求に係る自己情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を訂正することとするとき。
  - (4) 裁決で、審査請求に係る削除等決定等(削除等請求に係る自己情報の全部の削除等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部の削除等をすることとするとき。
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条 第2項の弁明書の写しを添付してしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- **第53条** 前条第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び 次条第2号において同じ。)
  - (2) 開示請求者,訂正請求者又は削除等請求者 (これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第54条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第6章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の役割)

- **第55条** 事業者は、その事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないよう特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
  - (2) 社会的身分,門地,犯罪その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 (事業者に対する啓発,助言等)
- **第56条** 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対し、啓発、助言、指導等を行うよう努めるものとする。

(事業者に対する措置)

- **第57条** 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 2 市長は、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ委員会の意見を聴いて、その事 実を公表することができる。

- (1) 第1項の規定による説明又は資料の提出を求めた場合において,正当な理由がなく説明又は資料の提出をしないとき。
- (2) 前項の規定による勧告をした場合において、正当な理由がなくその勧告に従わないとき。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 前各項の規定は、事業者における個人情報の取扱いについて番号法第33条から第35条までの規定 が適用される場合は、適用しない。

(相談体制の整備等)

第58条 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談体制の整備及び関係機関への苦情処理のあっせんに努めるものとする。 第7章 雑則

(国等との協力)

- 第59条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応じるものとする。 (運用状況の公表)
- 第60条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人が保有する個人情報の保護)

- **第61条** 市が出資する法人で市規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第62条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

第8章 罰則

- 第63条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第1項の受託業務若しくは第12条第2項の規定により外部提供を受けたものの当該外部提供に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する 事項が記録された指定管理者保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成する ために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成 したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲 役又は1,000,00円以下の罰金に処する。
- 第64条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500、000円以下の罰 金に処する。
- 2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500、000円以下の罰金に処する。
- 第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密 に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500、 000円以下の罰金に処する。
- 第66条 第63条第1項に規定する者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知り得た保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30、000円以下の罰金に処する。
- 2 第63条第2項に規定する者が,正当な理由がないのに,その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報に係る個人の秘密を漏らしたときは,1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。
- 第67条 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人,使用人その他の従業者が,その法人等又は人の業務に関して,第63条,第64条又は前条の違反行為をしたときは,その行為者を罰するほか,その法人等又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- **第68条** 第63条から第66条までの規定は、豊中市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。
- **第69条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対し、50、000円以下の過料を科する。

附則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
  - [平成17.9規則第53号により、平成17年10月1日から施行]
- 2 この条例の施行の際,この条例による改正前の豊中市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。) 第20条の規定により,現になされている自己情報の開示,訂正,削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止の請求(以下「旧請求」という。)は,この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第19条,第33条又は第43条の規定による開示請求,訂正請求又は削除等請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際,現に旧条例第26条の規定により豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は,新条例第52条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6~8 他の条例の一部改正〔略〕
  - 附 則(平成18年3月31日条例第7号)
  - この条例は、平成18年4月1日から施行する。
    - 附 則(平成19年3月23日条例第1号)
  - この条例は、公布の日から施行する。
    - 附 則(平成19年3月30日条例第8号)
  - この条例は、平成19年10月1日から施行する。
    - 附 則(平成20年3月26日条例第3号抄)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
  - **附 則**(平成21年4月1日条例第18号)
  - この条例は、公布の日から施行する。
    - 附 則(平成22年12月22日条例第33号抄)
- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。〔以下略〕
  - 附 則(平成27年9月29日条例第54号)
- この条例は,平成27年10月5日から施行する。ただし,次の各号に掲げる規定は,当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中豊中市個人情報保護条例第20条の改正規定及び第3条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
    - 附 則(平成28年3月24日条例第4号抄)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中豊中市個人情報保護条例第63条 第1項の改正規定及び第3条中豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の改正規定並びに附則 第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例,豊中市個人情報保護条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る審査請求について適用し、同日前になされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
  - 附 則(令和4年3月23日条例第1号)
  - この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

 公布
 平成
 元年
 4月
 1日
 条例第
 7号

 沿革
 平成13年
 4月
 2日
 条例第28号

 平成17年
 4月
 1日
 条例第19号

 平成19年
 3月23日
 条例第1号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)及び豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
  - (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
  - (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項
- 2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (意見聴取等)
- **第6条** 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

**第7条** 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
  - [平成元. 8規則38により, 平成元. 8. 24から施行]
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則 (平成13.4.2条例28抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成13.9規則68により,平成13.10.1から施行]

附 則 (平成17.4.1条例19抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17.9規則53により,平成17.10.1から施行]

附 則 (平成19.3.23条例1)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 豊中市情報公開·個人情報保護審査会条例

 公布
 平成
 元年
 4月
 1日
 条例第
 8号

 沿革
 平成
 13年
 4月
 2日
 条例第
 30号

 平成
 17年
 4月
 1日
 条例第
 19号

 平成
 19年
 3月
 23日
 条例第
 4号

 平成
 28年
 3月
 24日
 条例第
 4号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)第 18条及び豊中市個人情報保護条例(平成17年豊中市条例第19号。以下「保護条例」という。) 第52条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個 人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。
- 2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。 (任期)
- **第3条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。 (審査会の調査権限)
- 第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(情報公開条例第2条第1号及び保護条例 第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、審査請求に係る行政文書(情報公 開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この 場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- **第6条** 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「ロ頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所 を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
- 3 第1項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに 出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、会長は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合 その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関 し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

**第7条** 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

- 第8条 審査会は、第5条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、 当該送付又は閲覧等に係る意見書を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、 審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの 作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 5 前項の費用の額は、市規則で定める。
- 6 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。 (会議の非公開)
- 第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の青務)

**第11条** 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元年9月規則第53号により, 平成元年10月1日から施行]

2 他の条例の一部改正 [略]

附 則(平成13年4月2日条例第30号抄)

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。
  - [平成13年9月規則第72号により、平成13年10月1日から施行]
- 2 この条例の施行の目前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の 規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護 審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の 条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 他の条例の一部改正 [略]

附 則(平成17年4月1日条例第19号抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成17年9月規則第53号により、平成17年10月1日から施行]

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第4号抄)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中豊中市個人情報保護条例第6 3条第1項の改正規定及び第3条中豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の改正規定並 びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例,豊中市個人情報保護条例及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る審査請求について適用し、同日前になされた開示決定等、訂正決定等又は削除等決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(平成13年10月 1日 実施)

### **第1** 目的

この要領は、豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

# 第2 公開, 非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開,非公開については,条例に基づき,当該審議会等がその会議に おいて決定するものとする。ただし,新たに設置される審議会等であって,審議会等の設 置の趣旨,目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合 は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開、非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報(以下「非公開情報」という。)に関し審議等を行う会議(その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。)に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長(部会等にあっては、部会等の長)に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があった場合又は社会情勢に変化等があった場合は、 適宜会議の公開、非公開について見直しを行うものとする。

## 第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、市長が別に定める方法により会議を公開する必要があると認める場合においては、この限りでない。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれ又は特に必要があると市長が認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第及び会議資料を傍聴者に 配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

## 第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ(様式第1号)を市政情報コーナー及び当該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

## 第5 情報の提供

1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録

(様式第2号)を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載 しないものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合(会議の一部について公開しなかった場合を含む。)は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要(主な発言要旨)
- (9) 事務局
- 2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民 等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料(その一部を 非公開で行った会議にあってはその部分に係る会議資料)については、この限りでない。
- 3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、 市民等の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に 定める。

附則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から実施する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針(平成11年6月1日策定)によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

附則

この要領は、令和2年4月20日から実施する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から実施する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(様式第1号及び様式第2号 省略)

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和4年(2022年)7月発行

編集•発行

豊中市総務部法務・コンプライアンス課 (市政情報コーナー)

憂561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

**☎**06-6858-2054